

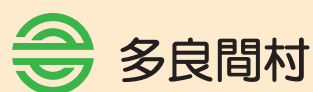
第 1 次多良間村地域福祉計画・多良間村地域福祉活動計画

令和 4 年度～令和 8 年度

～結の村 多良間 うやきプラン～



令和 4 年 3 月



うやきプランの由来

うやきとは元来、裕福の意が主である。うやきプランとは多良間で暮らす全ての人が心身とも幸せに活躍できるよう、地域福祉力の向上に思いを込めてうやきプランとしました。

目次

第1章 総論	1
1. はじめに 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の背景と目的	1
2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと計画期間	5
第2章 地域福祉を取り巻く現状	8
1. 地域福祉を取り巻く状況	8
第3章 基本理念・基本目標の設定	25
1. 基本理念	25
2. 基本方針	26
3. 基本目標	27
第4章 施策の推進	29
基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり	29
基本目標2 地域自立を支え ともに創る地域福祉の環境づくり	43
基本目標3 一人ひとりに寄り添った包括的な支援体制の構築	47
第5章 計画の推進にむけて	51
1. 計画の推進と普及啓発	51
2. 社会福祉協議会との連携	51
3. 計画の進行管理	51
4. 計画の評価（各課において1年ごとに施策実績等をまとめていく）	52
資料編	63
1. 多良間村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	63
2. 多良間村地域福祉計画・活動計画策定委員会委員一覧	65
3. 多良間村社会福祉協議会の運営体制と活動内容	66
4. 相談窓口一覧	70
5. 用語の解説	71
6. 計画策定の経緯	73

第1章 総論

第1章 総論

1. はじめに 地域福祉計画・地域福祉活動計画策定の背景と目的

(1) 地域福祉とは

地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むために病気や高齢、障害を持った方々、支援を必要とする方がそれぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域における様々な生活課題について、住民自らが気づき、それを自分たちの問題として共に考え、問題解決へ向けて活動していく取り組みです。

地域福祉の目的は、生活様式や社会情勢の多様化にともないの福祉への関心を深め、高齢、障害、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまで作りあげてきた家族、友人、知人との関係を保ち、「地域共生社会」の実現を目指し村民、地域、行政が協力連携して取り組むことを目的としています。

だれ一人取り残さない社会

自助

自分で行うことは自分で行う
健康づくり・介護予防など
【主体】ご自身・家族

互助

地域での助け合い
ボランティア活動など
【主体】NPO・ボランティアなど



共助

介護保険・医療保険の活用
デイサービスやヘルパー
【主体】市町村・医療機関など

公助

高齢者福祉・障がい者福祉
生活保護、虐待対策など
【主体】国・県・市町村

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の目的と法的根拠


本計画は、多良間村の福祉分野の最上位計画で地域福祉計画を総合的に推進
社会福祉法第 107 条の規定に基づき、地域福祉の推進に取り組むための総括
的な計画として行政が推進します。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である
社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として活動計画を策定し、地域福祉の主
体である「国及び地方公共団体の責務」、「地域住民」、「地域で社会福祉に関す
る活動を行う者」、「福祉事業を目的とする事業を経営する者」が相互に協力し
て地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画を推進します。本村で
は 2 つの計画を一体化して多様化する福祉課題に住民自ら対応していくため
の支援体制を図り、「公」と「民」との横のつながりを深めながら福祉コミュニ
ティをめざし連携を強化し地域社会の実現に向けてお互いがお互いを思いや
り、自立した豊かな生活の向上を目指し取り組んでまいります。



取り組む内容

- 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項
 - 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 生活困窮者自立支援方策に係る事項
 - 成年後見制度利用促進に係る事項
 - 地域防災に係る事項
 - 現状に対応すべき課題の整理（感染症対策・自殺対策・ヤングケアラー問題）

目指す地域福祉  顔の見えるネットワークづくり



- ① 地域の実情に応じた福祉と保健・医療等のサービス整備
- ② 福祉の増進・予防
- ③ 福祉の環境の整備
- ④ 地域力を生かした住民参加の福祉活動の支援
- ⑤ 「地域づくり」と「相談支援体制の整備」

(3) 法令上の位置づけ

社会福祉法(抄)

第1条(目的)

この法律は、社会福祉を目的とする事業の分野における共通的基本事項を定め社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉

(以下「地域福祉」という。)の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第4条(地域福祉の推進)

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する行動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第107条(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、または変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

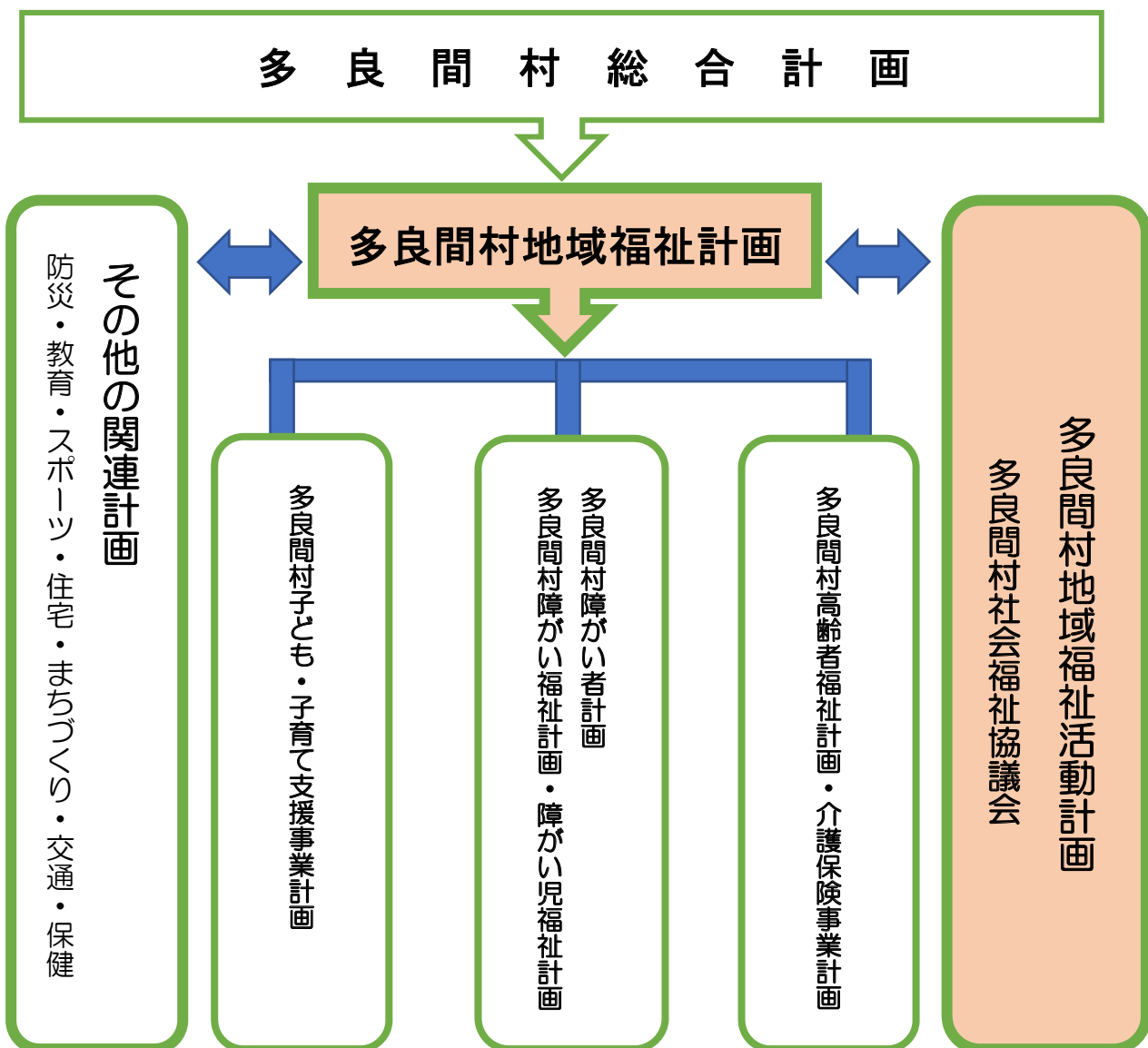
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては(中略)が、指定都市以外の市及び市町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加する者とする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2. 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条に規定される市町村福祉計画である。本村の最上位計画である多良間村総合計画に即して策定するとともに、「第 8 期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」、「多良間村障がい者計画・第 6 期障がい福祉計画・第 2 期障がい児福祉計画」、「第 2 期多良間村子ども・子育て支援事業計画」等、個別の福祉計画の上位計画として位置づける。また、国、県、その他の各種関連事業とも整合の取れたものとする。



①地域福祉計画の位置づけ

地域福祉計画は多良間村総合計画基本構想に即し、基本計画に定められた福祉分野の基本的な方向性を示す計画です。高齢者、障害者、子ども、保健医療に関する各福祉分野の関連計画の掲げられた個別施策の基本的な方向性を示す役割を担います。多良間村が目指す地域福祉は、地域社会の実現に向け、地域住民が福祉に対する理解と一人ひとりが地域の主役であることを自覚し、自主的に自らの力で活力ある村づくりを推進していくことです。

多良間村では村の福祉計画の上位計画として総合的に地域福祉の指針、推進体制を明確に定め、社会福祉協議会との協働による地域福祉活動計画を一体的に策定してまいります。

②地域福祉活動計画の位置づけ

地域福祉活動計画は地域福祉計画が示す個別施策に基づき、住民主体の福祉活動や福祉活動団体等の具体的な活動内容、支援施策の在り方を示すものとして福祉活動の中核を担う社会福祉協議会が策定する計画です。社会福祉法が改正され、社会福祉法人による地域の公的な取組が責務としている。今計画において、多良間村社会福祉協議会としては地域共生社会の実現のため、村と連動し、より一層の村づくりを推進します。今後も行政はじめ各関係機関との連携と情報の共有を図り、地域課題に取り組み地域福祉の推進主体としての役割を担ってまいります。

③地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定

地域福祉の方向性を総合的かつ体系的に示すという性格を持つ「地域福祉計画」と地域の福祉を担う、それぞれの主体の具体的な活動方針等を定めるという性格を持つ「地域福祉活動計画」は、相互に連携し整合性を保つ必要があることを踏まえ、多良間村では地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5か年間とし、令和8年度には見直しを行います。

平成・令和年度 計画年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	
第5次多良間村 総合計画 (R3~R12)	前期計画					後期計画					
地域福祉・活動計画 (R4~R8)		見直し									
高齢者福祉計画・介護予防事業 (R3~R5)	第8期										
障害者計画 (H30~R5)	第3次										
障がい福祉計画 (R3~R5)	第6期										
障がい児福祉計画 (R3~R5)	第2期										
子ども・子育て支援事業 (R3~R5)	第2期										

第2章 地域福祉を取り巻く現状

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1. 地域福祉を取り巻く状況

多良間村では、福祉に係る取り組みとして令和2年度に「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画（H30～R5障がい者計画含む）」、「子ども子育て支援事業計画」を策定し、各福祉事業に取り組んでいます。

また、本村では地理的要因から住民ほとんどが顔見知りの中、お互い支えあい、共に暮らしていく事は必然的に構築されているため、今後も住民同士の交流の中から生き生きとした安心した生活が継続できるよう温かな思いやりあられる地域活動を推進します。

（1）人口の状況

【総人口】将来人口の減少は確実

総人口は緩やかに人口減少が進んでおり令和12年（2029年）には1,023人になると予想されています。

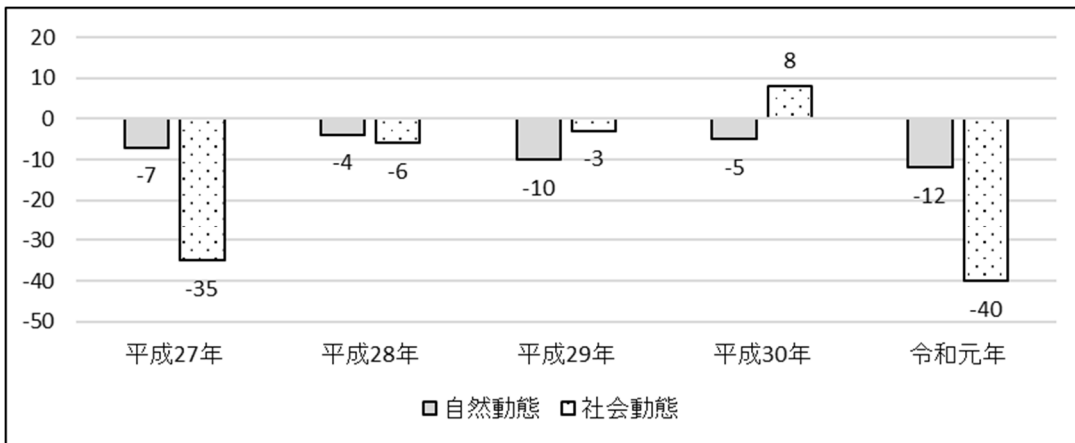
また、生産年齢人口（15～64歳）が減少傾向にある一方、高齢化率は増加傾向にあり、令和12年には38.8%となり、多良間村人口のおよそ3人に1人が高齢者になると予想され年少人口も緩やかに減少し人口比では13%となっております。出生の動向としては平成28年をピークに平成30年には減少傾向で推移しており、令和2年度の状況は1,122人となっております。

多良間村の住民基本台帳人口・世帯数及び人口動態

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
総人口(日本人+外国人)	1231	1192	1182	1169	1172	1122
日本人(男)	660	639	633	628	626	604
日本人(女)	556	536	532	523	529	505
外国人	15	17	17	18	17	13
出生数・死亡数						
出生数(日本人+外国人)	6	12	5	5	5	-
死亡数(日本人+外国人)	13	16	15	10	17	-
出生数-死亡数	-7	-4	-10	-5	-12	-
転入者数・転出者数						
転入者数(日本人+外国人)	58	61	69	60	47	-
転出者数(日本人+外国人)	93	67	72	52	87	-
転入者数-転出者数	-35	-6	-3	8	-40	-
住民票記載その他						
その他(日本人+外国人)	3	0	0	0	2	-

資料出所：沖縄県 HP

人口動態



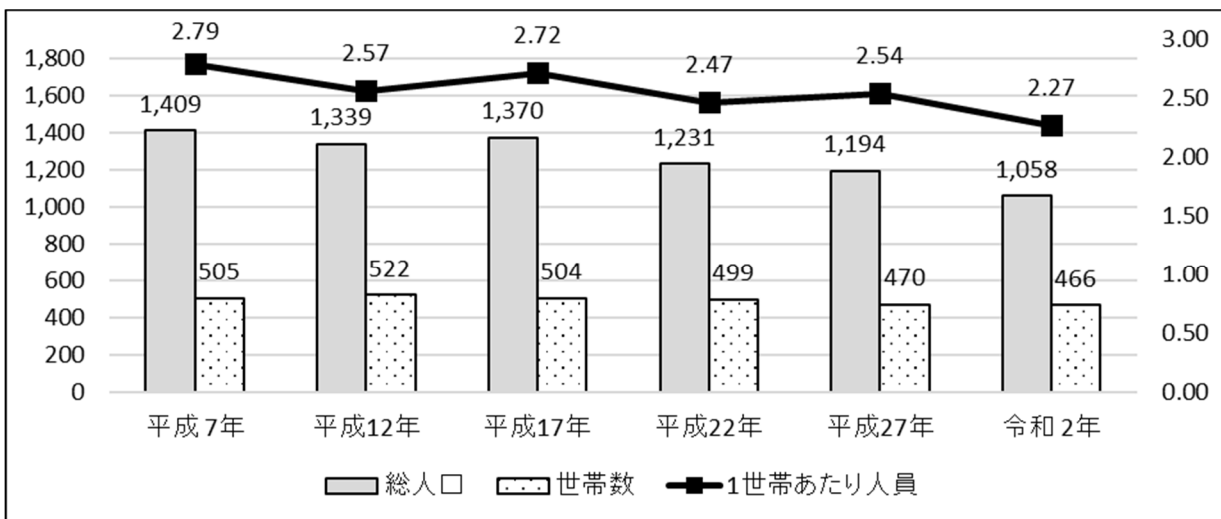
- 【人口動態】 □ 緩やかに減少
- 【人口構成】 □ 少子高齢化の実態

- 【人口と世帯数】
- 【1世帯あたり人員】

世帯数と1世帯あたりの人員

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	1,409	1,339	1,370	1,231	1,194	1,058
世帯数	505	522	504	499	470	466
1世帯あたり人員	2.79	2.57	2.72	2.47	2.54	2.27

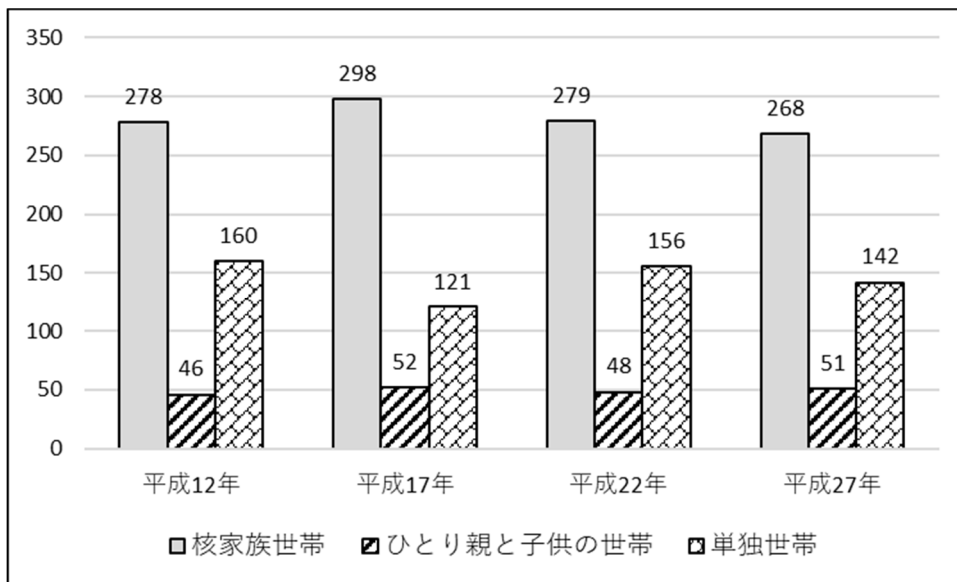
資料出所：国勢調査



【世帯構成】

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		平成27年(沖縄県)	
	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)	世帯数	割合(%)
一般世帯(全体)	522	100.0	503	100.0	498	100.0	470	100.0	559,215	99.7
1.親族のみの世帯	361	69.2	379	75.3	340	68.3	323	68.7	369,332	66.0
(1)核家族世帯	278	77.0	298	78.6	279	82.1	268	83.0	327,514	88.7
1)夫婦のみの	107	38.5	110	36.9	110	39.4	97	36.2	86,079	26.3
2)夫婦と子供	125	45.0	136	45.6	121	43.4	120	44.8	170,639	52.1
3)ひとり親と子供	46	16.5	52	17.4	48	17.2	51	19.0	70,796	21.6
(2)核家族以外の世帯	83	23.0	81	21.4	61	17.9	55	17.0	41,818	11.3
2.非親族を含む世帯	1	0.2	3	0.6	2	0.4	5	1.1	7,285	1.3
3.単独世帯	160	30.7	121	24.1	156	31.3	142	30.2	180,974	32.4

資料出所：国勢調査

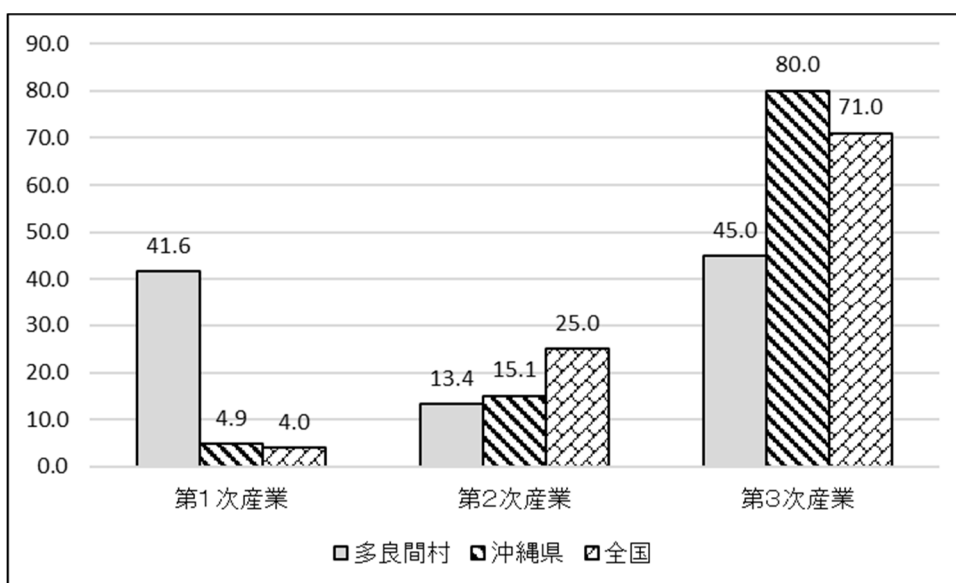


【就労状況】

産業構造（平成27年）

	人数			割合		
	多良間村	沖縄県	全国	多良間村	沖縄県	全国
15歳以上就業者数	621	589,634	58,919,036	100.0	100.0	100.0
A 農業、林業	256	23,977	2,067,952	41.2	4.1	3.5
うち農業	256	23,772	2,004,289	41.2	4.0	3.4
B 漁業	2	2,616	153,747	0.3	0.4	0.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	-	254	22,281	-	0.0	0.0
D 建設業	49	52,335	4,341,338	7.9	8.9	7.4
E 製造業	34	28,919	9,557,215	5.5	4.9	16.2
F 電気・ガス・熱供給・水道業	9	3,223	283,193	1.4	0.5	0.5
G 情報通信業	1	13,203	1,680,205	0.2	2.2	2.9
H 運輸業、郵便業	18	25,137	3,044,741	2.9	4.3	5.2
I 卸売業、小売業	35	81,924	9,001,414	5.6	13.9	15.3
J 金融業、保険業	-	11,034	1,428,710	-	1.9	2.4
K 不動産業、物品賃貸業	-	12,219	1,197,560	-	2.1	2.0
L 学術研究、専門・技術サービス業	12	17,069	1,919,125	1.9	2.9	3.3
M 宿泊業、飲食サービス業	27	45,897	3,249,190	4.3	7.8	5.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	6	22,606	2,072,228	1.0	3.8	3.5
O 教育、学習支援業	34	31,647	2,661,560	5.5	5.4	4.5
P 医療、福祉	40	81,998	7,023,950	6.4	13.9	11.9
Q 複合サービス事業	16	5,382	483,014	2.6	0.9	0.8
R サービス業（他に分類されないもの）	15	48,390	3,543,689	2.4	8.2	6.0
S 公務（他に分類されるものを除く）	66	33,605	2,025,988	10.6	5.7	3.4
T 分類不能の産業	1	48,199	3,161,936	0.2	8.2	5.4
第1次産業	258	26,593	2,221,699	41.6	4.9	4.0
第2次産業	83	81,508	13,920,834	13.4	15.1	25.0
第3次産業	279	433,334	39,614,567	45.0	80.0	71.0

資料出所：国勢調査

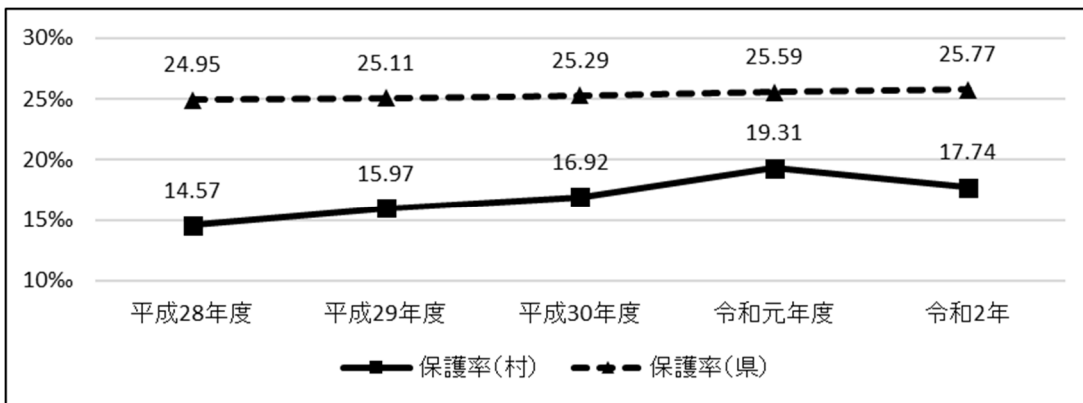


【生活保護率】

多良間村 生活保護率

単位：‰（千分率）

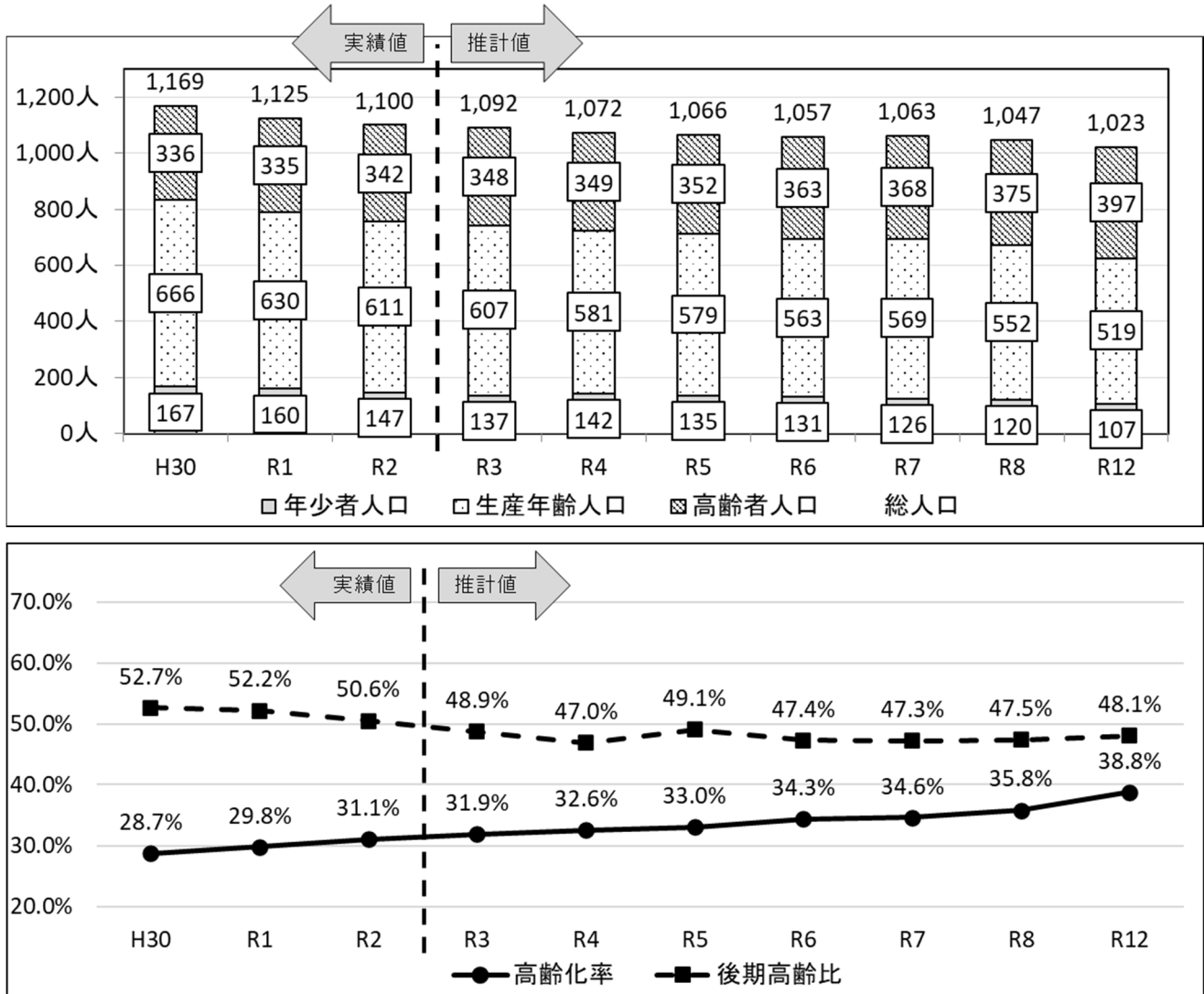
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年
人口	1172	1179	1172	1130	1104
被保護世帯	15	16	16	17	15
被保護人員	17	19	20	20	19
保護率(村)	14.57	15.97	16.92	19.31	17.74
保護率(県)	24.95	25.11	25.29	25.59	25.77



(2) 地域福祉を考えるための統計数値

【高齢者の状況】

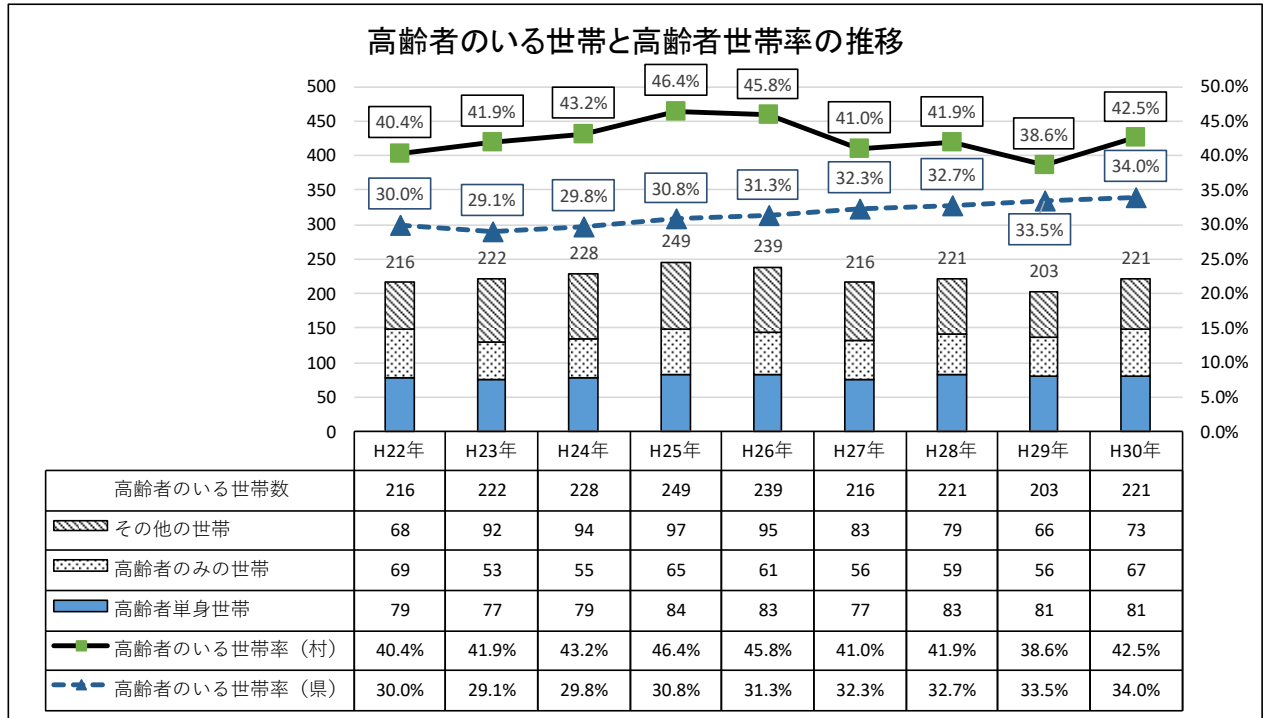
① 高齢化率の推移



資料出所：第8期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

②高齢者のいる世帯数

多良間村の世帯状況の推移

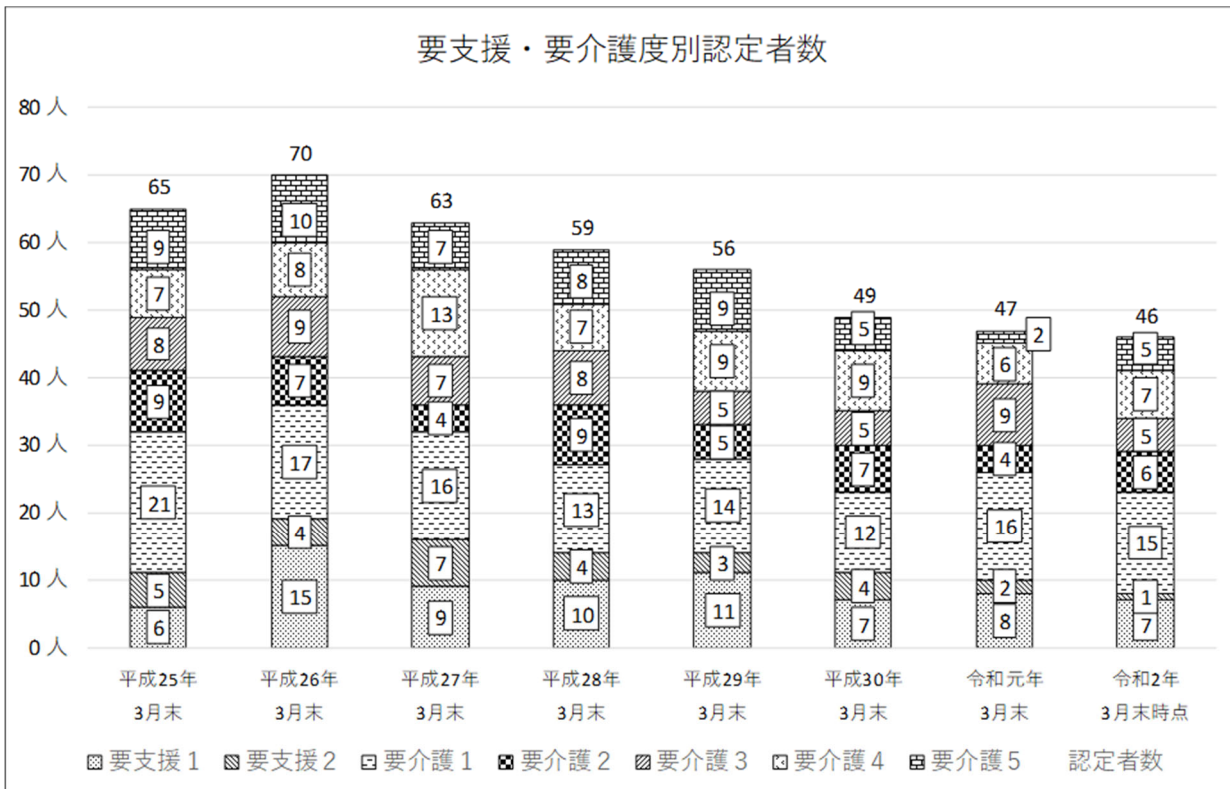


資料出所：沖縄県子ども生活福祉部 高齢者福祉介護課 在宅福祉班

③介護保険
ア認定者

	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末	平成30年 3月末	令和元年 3月末	令和2年 3月末時点
認定者数 (人)	65	70	63	59	56	49	47	46
認定者数(要支援1) (人)	6	15	9	10	11	7	8	7
認定者数(要支援2) (人)	5	4	7	4	3	4	2	1
認定者数(経過的要介護) (人)	0	0	0	0	0	0	0	0
認定者数(要介護1) (人)	21	17	16	13	14	12	16	15
認定者数(要介護2) (人)	9	7	4	9	5	7	4	6
認定者数(要介護3) (人)	8	9	7	8	5	5	9	5
認定者数(要介護4) (人)	7	8	13	7	9	9	6	7
認定者数(要介護5) (人)	9	10	7	8	9	5	2	5
認定率 (%)	18.5	19.9	18.6	17.4	15.9	14.5	13.5	13.5
認定率(沖縄県) (%)	18.9	19.2	19.1	19.0	18.3	18.0	17.8	17.7
認定率(全国) (%)	17.6	17.8	17.9	17.9	18.0	18.0	18.3	18.5

(出典) 平成24年度から平成30年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、令和元年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」、令和2年度：「介護保険事業状況報告(3月月報)」



イ介護予防サービス受給者数

	第7期介護保険事業			第8期介護保険事業		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
(1)介護予防サービス	3	3	2	5	5	6
(2)地域密着型介護予防サービス	2	2	1	2	2	2
合計	5	5	3	7	7	8

資料出所：第8期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

ウ介護サービス受給者数

	第7期介護保険事業			第8期介護保険事業		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
(1)居宅サービス	55	51	54	60	58	63
(2)地域密着型サービス	1	1	0	0	0	0
合計	56	52	54	60	58	63

資料出所：第8期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

工施設サービス受給者数

	第7期介護保険事業			第8期介護保険事業		
	H30	R1	R2	R3	R4	R5
(1)介護老人福祉施設	5	4	3	4	4	4
(2)介護老人保健施設	2	0	0	2	2	1
(3)介護療養型医療施設	0	2	4	3	3	3
合計	7	6	7	9	9	8

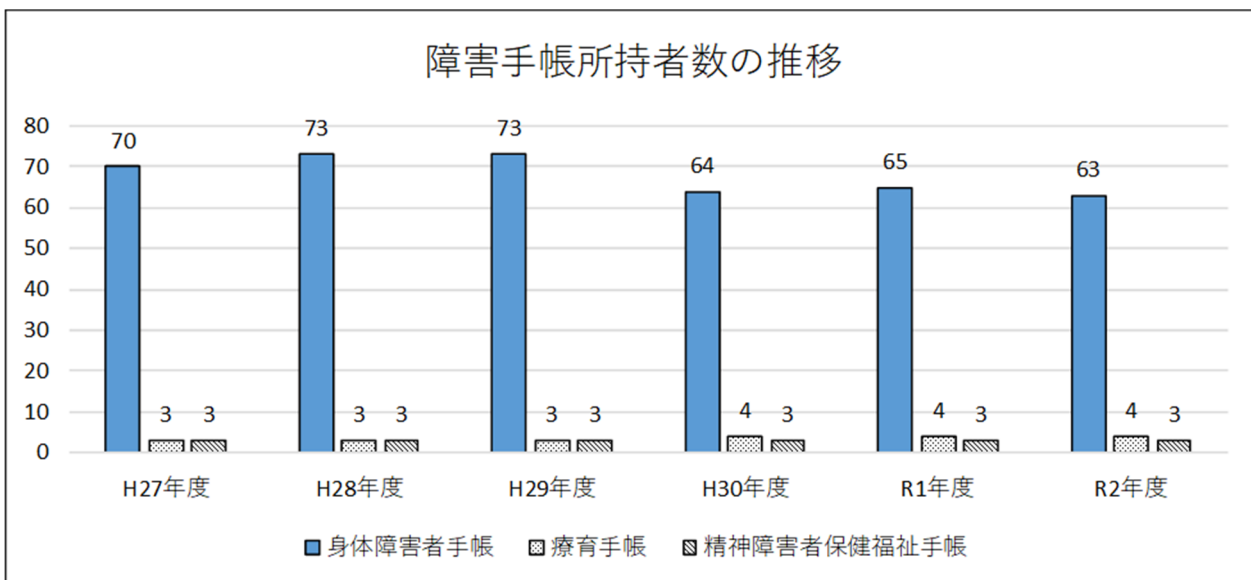
資料出所：第8期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

【障がい者の状況】

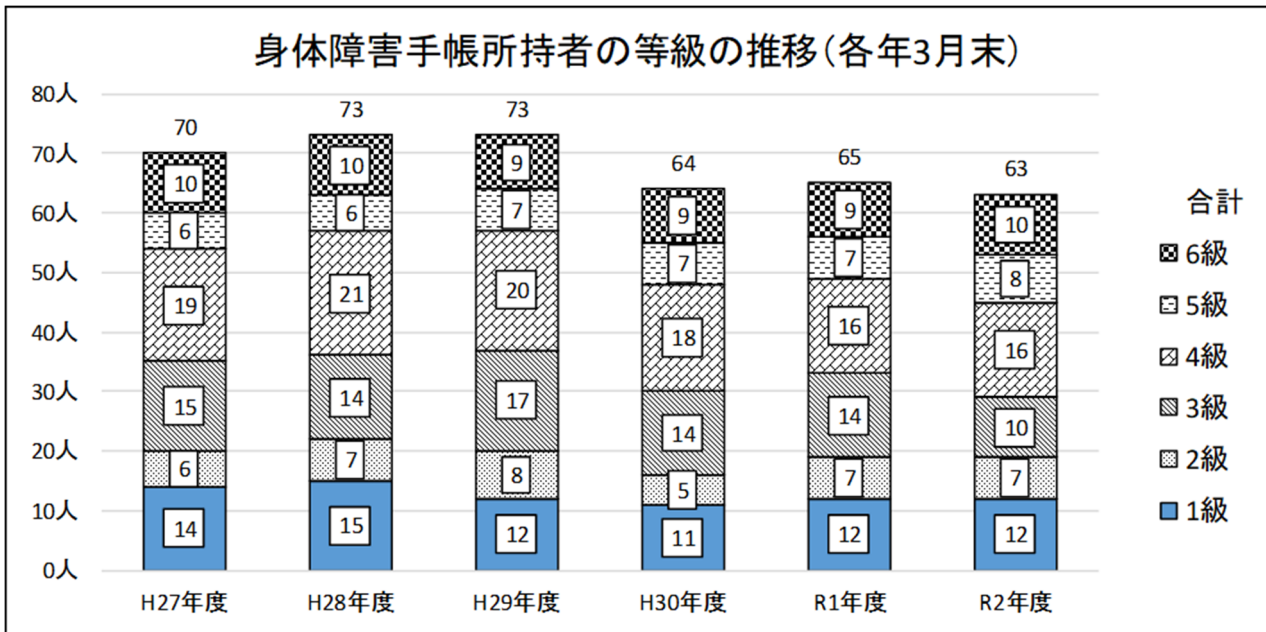
各種障害者手帳の所持状況

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R1年度		R2年6月末	
	人数	総人口比	人数	総人口比	人数	総人口比	人数	総人口比	人数	総人口比	人数	総人口比
身体障害者手帳	70	5.8%	73	6.2%	73	6.2%	64	5.4%	65	5.6%	63	5.7%
療育手帳	3	0.2%	3	0.3%	3	0.3%	4	0.3%	4	0.3%	4	0.4%
精神障害者保健福祉手帳	3	0.2%	3	0.3%	3	0.3%	3	0.3%	3	0.3%	3	0.3%
各種障害手帳の所持者数	76	6.3%	79	6.7%	79	6.7%	71	6.0%	72	6.2%	70	6.3%

資料出所：第8期多良間村高齢者福祉計画及び介護保険事業計画



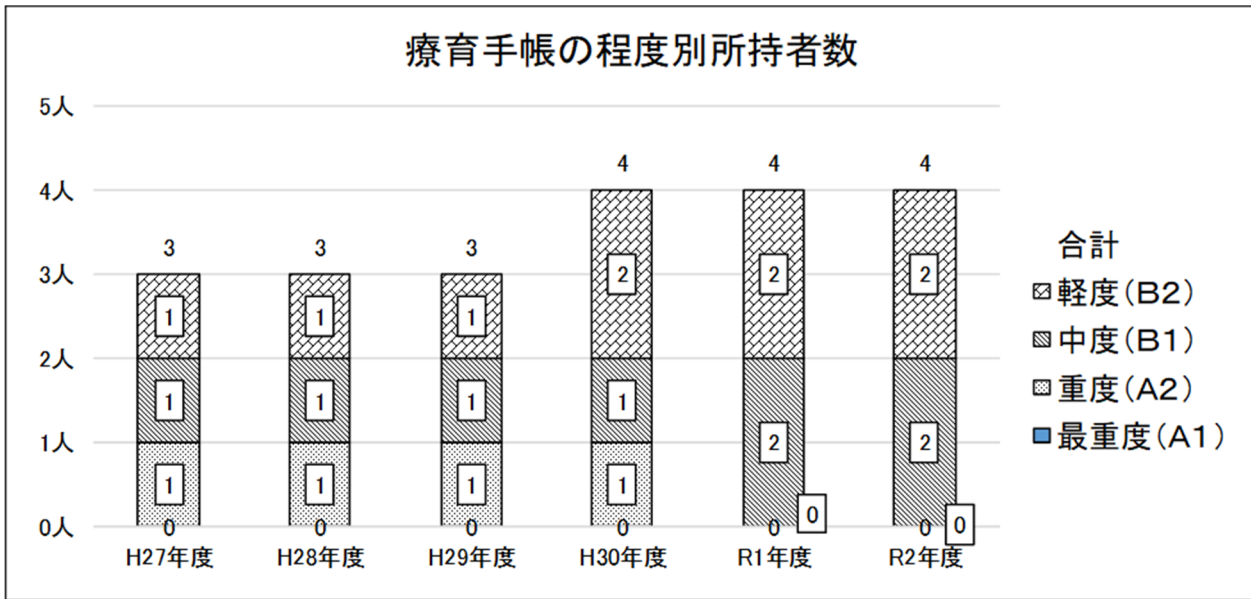
①身体障害者手帳交付者数



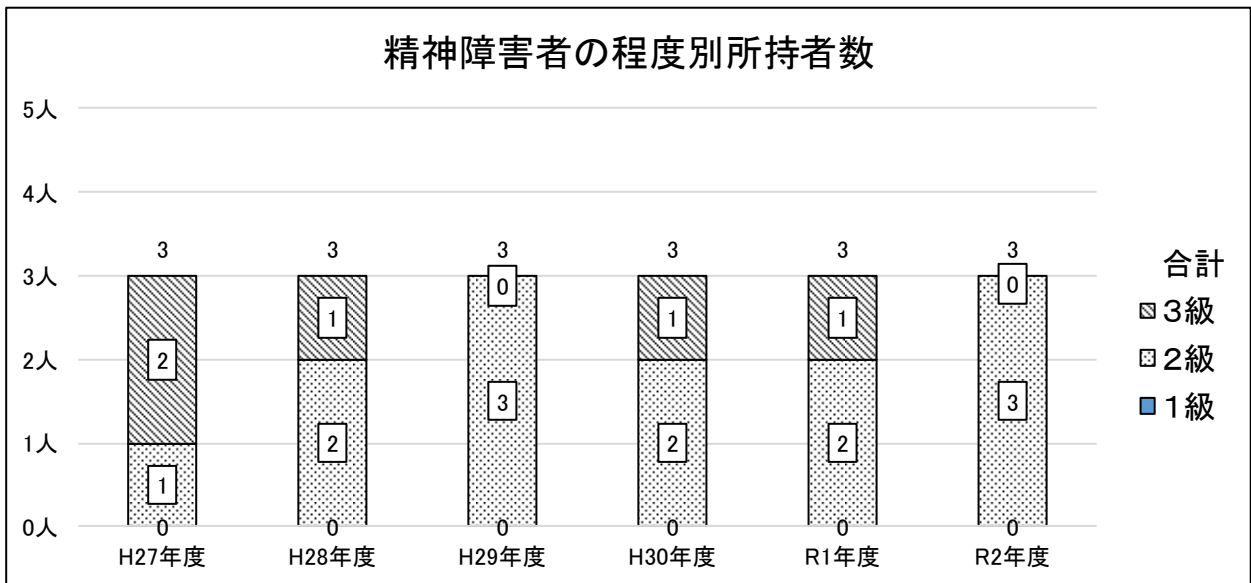
身体障害の部位比較(令和2年6月末)

部位別	合計
視覚障害	0
音声・言語・咀嚼機能障害	0
聴覚・平衡機能障害	11
肢体不自由	19
下肢	8
上肢	1
内部障害	24
合計	63

②療育手帳交付者数



③精神障害者手帳交付者数



【子育ての状況】

1) 児童人口

①保育所

多良間村の未就学児童の入所状況は1歳以上になると家庭保育等の割合は低くなっています。待機率も0%となっています。児童数については平成27年から令和元年にかけて9名の減少があります。

村立保育所（令和3年9月現在）

開所時間		延長保育		特別保育実施状況				
開始	終了	月～金 (平日)	土	障がい児 保育	一時保育	休日	地域活動 事業	子育て 支援事業
8:00	17:00	×	×	×	×	×	○	○

村立保育所入所児童数等

		入所定員数	入所児童数	待機児童数	待機率
多良間村	H27	45	34	0	0.0%
	H28	45	29	0	0.0%
	H29	45	31	0	0.0%
	H30	45	27	0	0.0%
	R1	45	25	0	0.0%
沖縄県 (各年4月1日 現在)	H27	39,017	41,439	2,591	6.25%
	H28	43,395	44,766	2,536	5.67%
	H29	50,257	49,099	2,247	4.58%
	H30	56,123	57,424	1,870	3.26%
	R1	60,375	60,678	1,702	2.80%

0～5歳児の保育の状況

	乳幼児	村立 保育所	村立 幼稚園	その他 (家庭保育等)
0歳児	9	4	0	5
	100.0%	44.4%	0%	55.6%
1歳児	4	4	0	0
	100.0%	100.0%	0%	0%
2歳児	4	4	0	0
	100.0%	100.0%	0%	0%
3歳児	9	7	0	2
	100.0%	77.8%	0%	22.2%
4歳児	12	0	12	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0%
5歳児	3	0	3	0
	100.0%	0.0%	100.0%	0%
0～5歳の 合計	41	19	15	7
	100.0%	46.3%	36.6%	17.1%

②幼稚園

村立幼稚園に関してはほぼ対象児全員が保育サービスを受けています。平成 27 年度から令和元年にかけて児童数が 12 名減少しています。

認可定員	在籍者数		預かり保育	
	4歳児	5歳児	時間	利用園児数
50	12	3	4時間 13:00~17:00	15

在籍児童数の推移

	認可定員	在籍者数	3歳	4歳	5歳
H27	70	28	—	14	14
H28	70	24	—	11	13
H29	70	26	—	15	11
H30	70	27	—	15	12
R1	70	16	—	4	12

③小学校児童数の推移

小学校の在籍児童数は 5 年間、ほぼ横ばいで推移しています。

	児童数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
H27	72	16	6	12	16	10	12
H28	67	12	15	7	10	12	11
H29	67	12	11	16	7	9	12
H30	76	14	14	13	16	10	9
R1	79	15	12	15	13	15	9

④中学校児童生徒数の推移

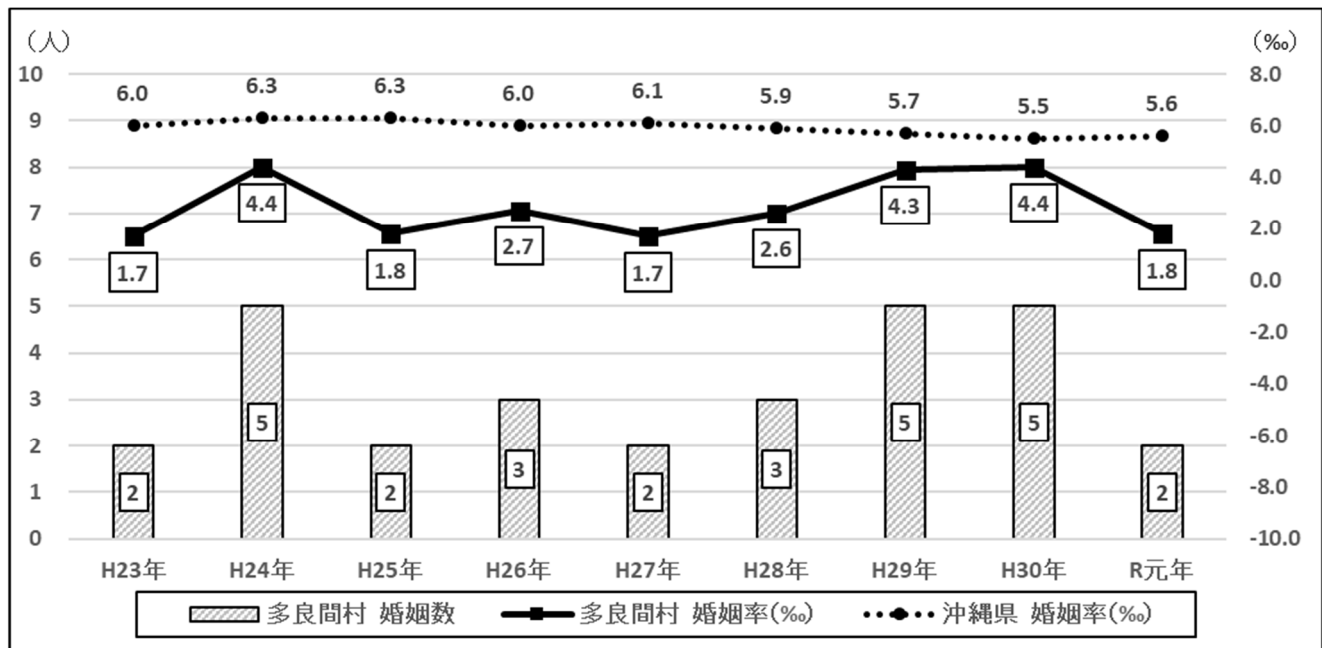
中学生は減少傾向にあり、平成 27 年から令和元年にかけて 41 名の減少があります。

	児童数	1年生	2年生	3年生
H27	74	30	16	28
H28	56	12	28	16
H29	52	12	12	28
H30	39	14	12	13
R1	33	8	13	12

2) 婚姻率・離婚率・未婚率・出生率について

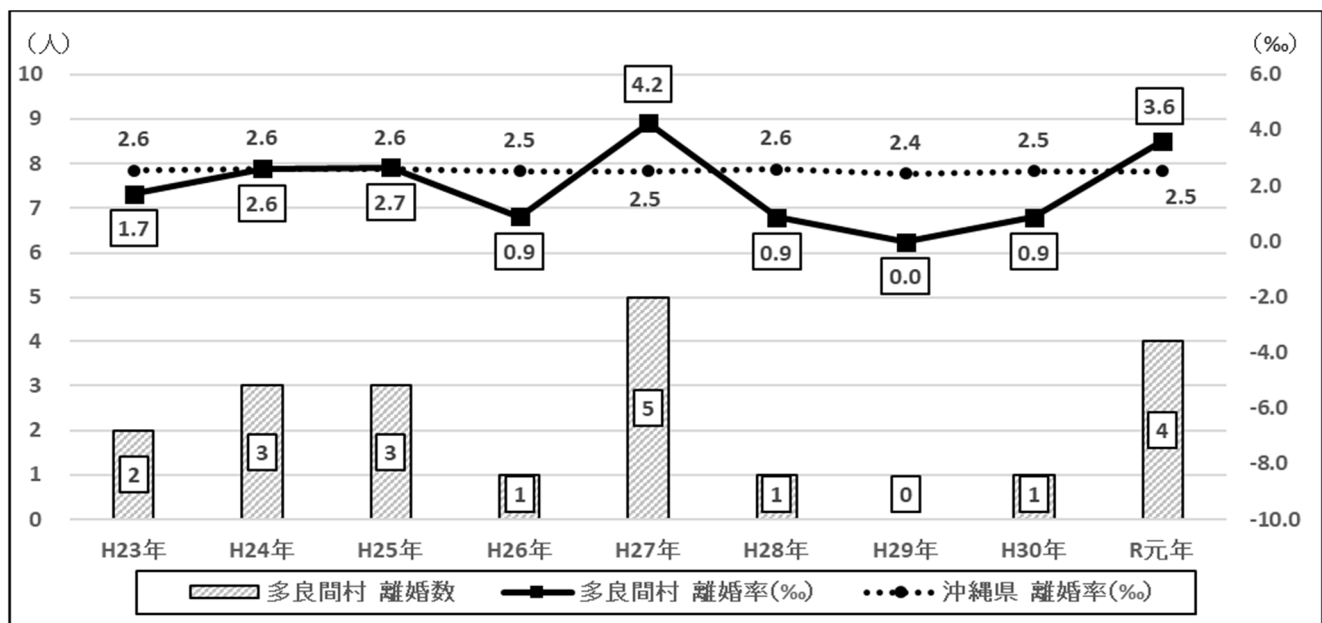
①婚姻率

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
多良間村 婚姻数	2	5	2	3	2	3	5	5	2
多良間村 婚姻率(%)	1.7	4.4	1.8	2.7	1.7	2.6	4.3	4.4	1.8
沖縄県 婚姻率(%)	6.0	6.3	6.3	6.0	6.1	5.9	5.7	5.5	5.6



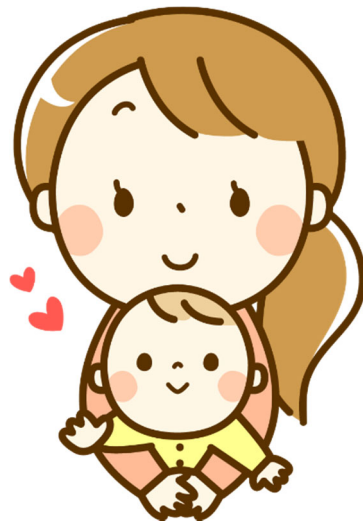
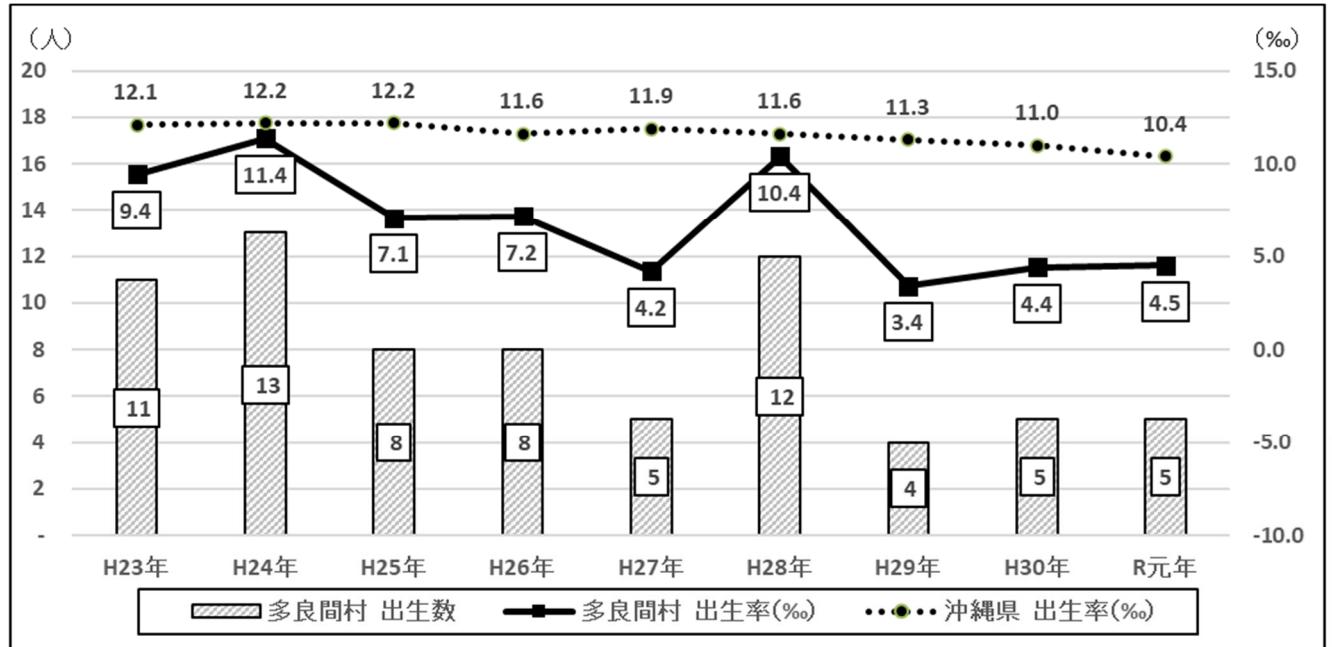
②離婚率

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
多良間村 離婚数	2	3	3	1	5	1	0	1	4
多良間村 離婚率(%)	1.7	2.6	2.7	0.9	4.2	0.9	0.0	0.9	3.6
沖縄県 離婚率(%)	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.6	2.4	2.5	2.5



③出生率

	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年
多良間村 出生数	11	13	8	8	5	12	4	5	5
多良間村 出生率(‰)	9.4	11.4	7.1	7.2	4.2	10.4	3.4	4.4	4.5
沖縄県 出生率(‰)	12.1	12.2	12.2	11.6	11.9	11.6	11.3	11.0	10.4



(3) 地域福祉を支える社会資源

多良間村の社会資源

分類	名称	備考
関係団体・組織	多良間村社会福祉協議会	
	多良間村民生委員児童委員協議会	民生委員:5名 内 主任児童委員:2名
	多良間村老人クラブ連合会	男性：183名 女性：164名
	多良間村婦人連合会	
	多良間村農漁村生活研究会	
	多良間村子ども会育成連絡協議会	
	多良間村青年団協議会	
	多良間村各区（部落）	
相談員・協力員	行政相談委員	1名
	人権擁護委員	2名
	母子保健推進委員	2名
保健・医療施設	宮古病院多良間診療所	1
	村立歯科診療所	1
福祉施設・事業所	多良間村コミュニティー施設	多目的会議室：1室 調理室：1室 和室：1室 研修室：1室 視聴覚室：1室 相談室：1室 授乳室：1室
	社会福祉協議会 萌木の里	定員 通所：35名 ショートステイ：9床
	多良間村ふしゃぬふ観光協会	4名

(4) 沖縄県内の状況・多良間村の課題

〈県内〉

●子どもの貧困、虐待の件数の増加、ニート、非正規雇用率、年収200万以下の給与所得者の割合は全国で最も高い値となっており、複合的な課題を抱える県民が多く存在します。

●地域を基盤とした活動を行う民生委員・児童委員の充足率は全国最下位。家族形態の変化、人口の都市集中、人口の流入や流出、自治会率の低下各種地域活動の担い手の確保、育成が困難になることや、地域で課題を抱える住民が見えづらくなることが懸念されています。

●自殺対策に関して県内では全国的に多く、宮古圏域に関しては特徴としては高齢者の自殺が多く、特に女性の自殺が目立つ。多良間村においては自殺の件数は発生しておりませんが、県外から県内離島において死に場所として選んでくるのも特徴である。各市町村においてはゲートキーパーの養成や対策の強化を推進していきます。

●沖縄県では2021年11月にヤングケアラーに関する実態調査を行い1088人の子どもがヤングケアラーに相当するとして確認された。現状として学業の影響や子どもの人権が尊重されていない事が報告され支援が急務となっている。県は県子どもの貧困対策推進会議において「子どもの貧困対策計画」に追加し早期に取り組み支援を図っていく方針を発表しました。

参考資料：沖縄県市町村における「地域福祉策定計画」策定支援業務 地域社会共生社会の実現に向けた地域福祉計画の策定・改定の8つのポイントより

〈多良間村〉

住民意識調査・関係団体ヒアリングからの解析

(障害・高齢者・子ども子育て・総合計画より)

(公) + (民) + (民生委員・児童委員) + (地域見守り隊) の連携 + 住民

- 人口の流出問題：(家族に病人がある場合には島外に出なくてはならない。雇用の創出)
- 少子高齢化問題：(子育ての環境、居場所づくり、社会参加)
- 介護問題：(8050問題・ダブルケア問題・ヤングケアラー問題)
- 住居問題：(離島において建築費の高騰問題や住居の整備がなされていない事で住みつけない)
- 医療問題：(救急の場合の対処問題、渡航費、お産に係る問題、入院・通院)
- 担い手：(地域のリーダーの育成。地域見回り隊の結成。介護人材確保。)
- 防犯・防災・感染症対策：(防犯に対する取組 防災に関する取組 感染症対策 備蓄問題)
- 独居老人の増加・年金所得のみの生活者問題
- 生活困窮者への支援
- 相談支援体制の強化

第3章 基本理念・基本目標の設定

第3章 基本理念・基本目標の設定

本村の地域福祉を取り巻く状況と課題から見る活動計画の方向性を踏まえるとともに、上位計画で述べられてる福祉にかかわる理念や目標との整合性及び連携等を考慮し、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに地域福祉の推進を目指していることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念や基本目標を同じくするものであり、ともに地域福祉の推進を目指していることから、本村では両計画を一体的に策定しています。いかに本計画における「基本理念」及び「基本目標」を設定します。

1. 基本理念

本計画は多良間村総合計画の基本的な考え方をベースに「自立」、「共生」、「連携・協働」の理念に立ち、一人ひとりがそれぞれの役目を明確にし、活力ある地域共生社会を目指します。また、「地域福祉計画」、「地域福祉活動計画」と一体的に策定することから基本理念・基本目標を同じとしました。

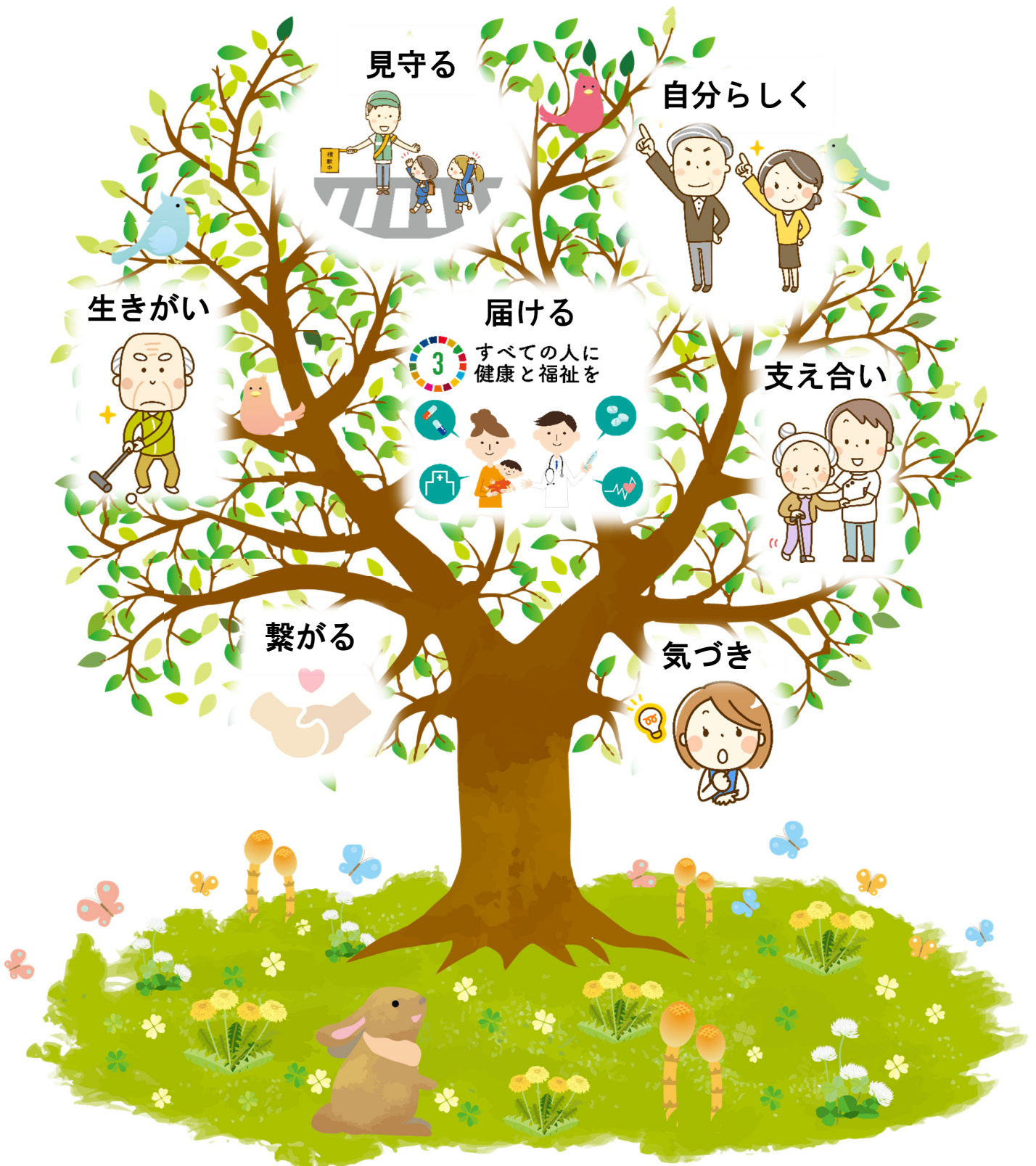
自立と共存を目指し共に支え合い、安心して暮らせる村 多良間



【多良間村キャラクター「たらびん」】

2. 基本方針

住みなれた地域の中で、一人ひとりが生き生きと輝き、思いやりと優しさをもって、互いを認め合い、支えあい、その人らしく自立することが出来るような地域を目指します。



3. 基本目標

※本村における福祉課題の解決を図るため、3つの計画目標を定め、それぞれに推進項目を設定し、計画的に実施してまいります。



基本目標 1

支えあい、安心して暮らせる地域づくり



基本目標 2

地域自立を支え、
ともに創る地域福祉の環境づくり



基本目標 3

一人ひとりに寄り添った
包括的な支援体制の構築



施策の体系図

基本理念	基本目標	基本施策
自立と共存を目指し共に支え合い、安心して暮らせる村 多良間	基本目標 1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり	施策 1. 生活環境の整備（村づくりの推進） 施策 2. 防犯及び再犯防止施策の推進 （多良間村再犯防止推進計画） 施策 3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備 施策 4. 感染症対策の充実 施策 5. ヤングケアラーに関する取組 施策 6. 人権擁護、自殺対策への取組
	基本目標 2 地域自立を支え ともに創る地域福祉の環境づくり	施策 1. 地域福祉の理解促進活動の推進 施策 2. 地域福祉活動を担う人材の支援 施策 3. 各福祉支援会議の連携と充実 施策 4. 生活困窮者自立支援の推進
	基本目標 3 一人ひとりに寄り添った包括的な支援体制の構築	施策 1. 相談・情報提供体制の充実 施策 2. 健康づくりの推進

第4章 施策の推進

第4章 施策の推進

基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり

地域社会の弱体化が進む中、大規模地震など自然災害にどのように対処し、犯罪や事故をどのように防ぐかは住民の最大の関心事です。地域社会における安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会の活性化のためにも喫緊の課題となっています。

施策1. 生活環境の整備（村づくりの推進）

現状・これまで取り組んできたこと

- 新設する建物に関しては車イスでも入れるようバリアフリー化を行っています。
- 生活品の買い物等に移動支援が必要な方については、これまで、商店事業主による配送や、親戚、友人らによる「乗り合い（互助）」が行われています。
- 心身の急変により移動支援が急遽必要となった際には、診療所、社会福祉協議会と連携し、車イス用車輦による移動支援を実施してきました。
- 社会的孤立ゼロについてはこれまでも、単位老人クラブによる通知配付や民生委員による友愛訪問を実施し、地域での見守り、支え合うことが出来る仕組みづくりに取り組んできました。

課題・これから取り組むべきこと

- 移動支援が必要な住民への支援については、住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への支援体制を整備していきます。
- 村民による村づくりへの参加・提案・協力ができる協働の村づくりの体制を整えていきます。

取組（１）住み慣れた地域で安心して元気に暮らせる村づくり

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設のバリアフリー化推進と住み慣れた地域で自分らしくいきいきと活躍する場の提供。 	
担当課	内容
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆各関係機関との情報共有を図り、安心して暮らせるための支援を推進する。 ◆多様な生活支援活動の充実に向けて、村民へ情報提供を行う。
総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> ◆活力ある村づくりを推進する。 ◆村広報誌・ホームページを通して情報提供を行う。
土木建設課	<ul style="list-style-type: none"> ◆道路、施設において、高齢者や身体に障がいのある人にも配慮した村づくりを推進していく。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆ふれあいサービスを開催し、今後も居場所作りを推進していく。 ◆幅広い世代が集える交流の場を提供・推進していく。 ◆福祉活動の実施情報・活動内容を広報誌やホームページで発信していく。

取組（２）移動支援が必要な方への支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への支援体制の整備を行う。 	
担当課	内容
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆診療所、社会福祉協議会と連携をとり、休日・夜間問わず迅速に対応する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆診療所、行政、住民の必要なニーズに対応する。

取組（3）社会的孤立ゼロの取組

事業内容	
・地域における孤立や生活支援の必要性がある方への支援の強化。	
担当課	内容
住民福祉課	◆各種計画策定時のアンケート調査、避難行動要支援者把握、福祉マップづくりを実施し、支援の必要な人について現状を見える化し、毎年度ブラッシュアップしていく。
社会福祉協議会	◆行政、民生委員・児童委員と連携し、必要な支援をしていく。
民生委員・児童委員	◆戸別訪問等を実施し行政、社会福祉協議会と連携を取り、支援に繋げていく。

施策2. 防犯及び再犯防止施策の推進（多良間村再犯防止推進計画）

再犯を防止して安全・安心な社会へ。犯罪や非行をした者の多くは事件への反省を踏まえて生活を立て直し、社会の健全な一員として暮らしていきます。しかし、中には再び犯罪や非行に走ってしてしまう人もいます。こうした再犯者を減らすことが、犯罪のない安全な社会を築くためには重要です。同時に犯罪が起こりにくい環境をつくり、関係機関と連携した防犯対策を推進します。

近年の登下校中の子どもを対象とした犯罪発生や、通学路沿道の土地利用の変化、地域社会における少子高齢化及び共働き世帯の増加等による子どもの見守り体制の変化等、社会環境に対応した防犯まちづくりの取組展開を強化します。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・地域住民やPTAによる子どもの見守り活動。
- ・再犯を防止し、地域生活を支援するための関係機関と連携した体制づくり。
- ・関係機関と連携し、保健医療・福祉サービス利用へつなぐこと。

課題・これから取り組むべきこと

- ・関係機関との連携と役割分担。
- ・再犯防止、地域生活の自立へ向けた地域住民のための普及啓発。

取組（1）関係機関・団体との連携

事業内容	
・犯罪や非行をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、保護観察所、保護司、民生委員、警察署、社会福祉協議会等との連携を図り、本村が実施している支援などに関する情報提供に努め、情報共有を行っていく。	
担当課	内容
住民福祉課	◆各関係団体の地域防犯活動を支援し推進する。
総務財政課	◆犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会の構築を図る。 ◆防犯に対する意識の高揚を図ると同時に援助のための地域活動を支援する。
社会福祉協議会	◆高齢者の再犯を未然に防げるよう、民生委員と連携し見守り活動を行う。

取組（2）就労・住居の確保のための取組

事業内容	
・ 犯罪や非行をした者の立ち直りを支え、社会の一員として活躍できるよう、企業や作業所等とも連携・協力をして持続的な就労支援を行う。	
担当課	内容
住民福祉課	◆本人・家族、支援関係者等と連携し就職及び就労に向けた支援を行う。
土木建設課	◆公営住宅の募集状況、住宅需要や高齢者・身体に障がいのある人・社会復帰を望んでいる方への住宅供給を考え、ニーズに応えた公営住宅の整備・改築を行い、提供を推進する。
観光振興課	◆ハローワークの求人に関する情報提供を行う。

取組（3）保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

事業内容	
・ 関係機関や団体、事業所と連携し、保健医療・福祉サービスの適切な利用支援に繋げていく。	
担当課	内容
住民福祉課	◆近隣市町村の医療機関及び多良間診療所その他の関係機関との連携を行い迅速な対応を図る。

取組（４）非行の防止と学校等と連携した修学支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・非行防止・安全教育一声運動事業を通して、学校を始め、PTA、関係機関等との連携を図り地域教育体制の確立のため運動を強化していく。 ・多良間村、教育委員会、宮古島警察署と連携し締結された防犯情報等の発信に関する協定（令和3年12月16日）を活用し支援を行う。 	
担当課	内容
教育委員会	◆関係機関と連携し、児童生徒の非行の未然防止、薬物依存やネット犯罪に関する講話による啓発活動を行い、非行防止に取り組む。
総務財政課	◆地域の保安、防犯の取り組みに関し、関係団体と連携し活動を支援する。

取組（５）広報・啓発活動の促進のための取組

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関と連携して「社会を明るくする運動」強化月間等における啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域の理解促進に努める。 	
担当課	内容
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆学校において、親子講演会を開催し理解促進を図る。 ◆「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を通して幼稚園、小学校、中学校にポスターを配布し広報活動を展開していく。
総務財政課	◆保護司と連携し教育機関における朝のあいさつ運動を行い、広報誌やポスター等の広報活動を通して啓発活動を行う。

施策3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備

本村は毎年、台風が襲来し風水害の被害が生じます。また、過去に発生した明和の大津波では多大な被害を受けた経験があります。自然災害から身を守るため、防災意識の向上と災害防止対策を充実させます。また、歩行時に安全を守るための街灯の増設や、広場、学校、公園等の子ども達が多く集まる場所の安全確保に努めます。

現状・これまで取り組んできたこと

- 地域防災計画の策定、防災マップを世帯配布し、年に一度は避難訓練を実施
- 災害時用備蓄品の整備
- 地域ケア推進会議にて、福祉支援マップづくりを行い、災害時要援護者を関係者間で共有
- 台風前後に、民生委員、介護サービス事業所と連携し安否確認と避難所移動支援を実施

課題・これから取り組むべきこと

- 避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理と関係機関との情報共有
- 個別避難支援計画の作成
- 女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品の整備と避難所運営

取組（1）住民を対象とした避難訓練や防災訓練の実施

事業内容	
・定期的に住民を対象とした避難訓練、防災訓練、講演会等を実施し、避難場所、避難経路、非常時持ち出し品などの確認を行い、防災意識を高める。	
担当課	内容
総務財政課	◆災害に強い村づくりを目指し、地域防災計画に基づく予防と発災時対応を村民と関係機関が一体となって推進する。

取組（２）支援が必要な人の支援体制の構築

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理を行い、関係機関と情報共有する。 また、個別避難支援を希望する住民へは、避難支援計画を作成する。 	
担当課	内容
住民福祉課	◆個別支援を希望する人に関して、避難支援計画を作成する。
社会福祉協議会	◆災害弱者である災害時配慮者に対し、避難、誘導等に取り組む体制の強化を推進する。
民生委員・児童委員	◆地域における日常的な声掛けや見守り活動を通して、要支援者を必要な支援に繋げていく。

取組（３）女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品整備と避難所運営

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> マスク、消毒薬、手袋、生理用ナプキン、紙オムツ、災害非常食、粉ミルク、飲料水等の備蓄品を整備し、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者の状況に応じた避難所運営について検討する。 	
担当課	内容
総務財政課	<ul style="list-style-type: none"> ◆衛生備品を始め飲料水、非常食等の常備・管理。 ◆「災害救護マニュアル」「防災マップ」の周知を図る。
住民福祉課 社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆被災状況を迅速に判断し、的確な支援活動を行う。 ◆災害に向けて利用者用の災害用備蓄品は保管している。長引くことも想定し関係機関との備蓄品の情報交換や提供を行っていく。
民生委員・児童委員	◆災害時の場合には役場や福祉施設、関係機関など、パイプ役として、住民と情報をつなぎ、必要世帯に届けていく。

取組（4）防犯灯（街灯）の設置、公共施設のバリアフリー化

事業内容	
・道路、建物、公園を含む公共施設などについてバリアフリー化を促進させ、誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインの村づくりを促進させる。また、街灯（防犯灯）の設置を進め、安心して生活できる環境整備を行う。	
担当課	内容
総務財政課	◆利用者の声を反映した公共施設やバリアフリー化を促進し誰もが生活しやすい村づくりを推進する。
土木建設課	◆道路及び歩行空間等の整備に努め、安心安全な歩行ができるよう歩道整備を推進する。

地域見守り活動

異変のサイン・気づきのポイント

郵便物・新聞がたまって
いる状態が
続いている

同じ洗濯物が干
されたま
まにな
っている

夜、室内の電
気が何日もつ
いていない

異臭異音
がする



極端に痩せてい
る、顔色が悪い、
不自然なケガ・ア
ザがみられる



異変を感じたら！

必要に応じて、警察や村役場にご連絡ください。

施策 4. 感染症対策の充実

感染症流行における住民の健康被害を防止すべく、感染症防止対策の普及を通して、特に高齢者、持病を抱えている方の健康維持、向上に努めていきます。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・ 感染対策用衛生用品の備蓄（マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服）
- ・ 各公共施設、介護サービス事業所へ感染対策用衛生用品の提供
- ・ 感染症に関する研修会への参加と、介護サービス事業所での研修会開催
- ・ 感染症を拡げないための住民向け普及啓発

課題・これから取り組むべきこと

- ・ 発生時の業務体制の構築（BCPの作成）
- ・ 研修と、感染対策用衛生用品備蓄の継続

取組（1）感染症に対する対策

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症に関する研修会への参加及び、事業者向けの研修会の開催。 ・ 住民向けの情報提供。 	
担当課	内容
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆宮古保健所、多良間診療所と連携し、保育所、介護サービス事業所に対する感染症に関する研修会を実施。 ◆地域ケア会議を通して発生時の事業所対応について対応を協議していく。 ◆多良間診療所及び関係機関との連携を強化し、ワクチン接種の受診勧奨と住民向け感染予防対策を呼びかけていく。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆発生時の対応が適正に行えるよう感染症に対する知識の向上を図る。 ◆長期化を想定した確認（衛生備品、労務管理）を行い業務を円滑に進める。 ◆デイサービス、ショートステイの利用者の衛生管理を徹底して行う。利用者、家族、職員に対しても、手洗い・消毒・換気・ハンドケアを徹底していき、不安を抱えた住民に対しても役場と連携を図り対応していく。
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆気になる家庭や陽性になった本人や家族の見守り、支援を行う。

取組（2）感染拡大に伴うサービスの提供について

事業内容	
・感染拡大によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、継続的にサービス提供できるよう県や各関係機関と連携を図り、サービス事業所への支援・応援体制を図る。	
担当課	内容
総務財政課	◆感染症のパンデミックに備え感染予防に関する情報の提供及び相談窓口の周知を行う。 ◆プライバシー保護の徹底。 ◆発生時の業務体制の構築（BCPの作成）に取り組む。
消防	◆海上保安庁との連携強を図り、緊急に伴う医療搬送時の対応を推進する。
住民福祉課	◆感染対策用用品の備蓄（マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服等） ◆感染症を持ち込まない、発生しても迅速に対応できるよう、関係機関と連携していく。
教育委員会	◆教育委員会では「新型コロナウイルスガイドライン」を発行し、各学校に配布し注意喚起を行っている。同様にインフルエンザにおいても予防対策を実施していく。
社会福祉協議会	◆社協としての災害BCPとコロナ感染症BCPに沿って関係機関と連携し対応していく。

施策 5. ヤングケアラーに関する取組

大人が担うような家事や家族の世話を日常的に行う 18 歳未満の子どもを指す。沖縄県では 2022 年にヤングケアラーに関する調査を行い、1000 人以上の児童がヤングケアラーとして思われると確認しました。子どもが家事や介護で学業や進路に影響がでたり、健全な人間関係の構築を阻まれたり、子どもの人権が尊重されていない現状があります。村として今後の対応を検討し環境を整備してまいります。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・ヤングケアラーの問題は、児童虐待と重なることが多く、これまでも児童虐待として関係機関と連携してきました。

課題・これから取り組むべきこと

- ・県内外の情報等も確認しながら必要に応じて取り組んでいきます。

取組（1）ヤングケアラーに関する取組

事業内容	
・民生委員・児童委員、社会福祉協議会、住民福祉課を中心に関連機関と連携し、児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。	
担当課	内容
住民福祉課	◆現在、村内には現在該当する児童についての報告はないが、必要に応じた支援体制を整え、児童に健全な教育環境の提供に努める。 ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。
教育委員会	◆学校と連携し、支援の必要な子どもの早期発見に取り組む。
社会福祉協議会	◆地域で日々の生活の変化に気を配り、未然防止につなげる。 ◆子ども自身の権利の侵害が見られる場合は、家庭環境を配慮し家族等へのサポートを関係機関と連携し支援していく。
民生委員・児童委員	◆家庭訪問や住民からの情報提供で今のところ、該当する児童はいませんが、子どもの人権や健全な育ちに支障がある場合は関係機関と連携し適正な支援ができるように繋げていく。

施策6. 人権擁護、自殺対策への取組

家庭内暴力（DV）、児童・障がい者・高齢者虐待は、「家族」という閉じられた空間の中で起こる人権侵害の一つです。公助だけでは手が届きにくい様々な生活課題にもきめ細やかに対応する取組を行います。また、「ゲートキーパー」の普及・育成を通して、自殺・虐待等の防止に努めます。

現状・これまで取り組んできたこと

- ・虐待等への対応には、地域、民生委員・児童委員、保育所、学校、診療所、介護サービス事業所、診療所、警察、女性相談所、児童相談所等と連携し、体制を構築しています。
- ・また、緊急一時避難扶助事業を実施し、身体に危険が迫った場合、安全に避難できる様体制を整備しました。

課題・これから取り組むべきこと

- ・DVや虐待を含む人権侵害に対する普及啓発相談事業。
- ・ゲートキーパーを含む心のサポートが実践できる地域づくり。

取組（1）DV や虐待等への対応

事業内容	
・関係機関と連携し、虐待・人権侵害の防止、早期発見・早期対応に努めていく。	
担当課	内容
住民福祉課	◆実態の把握と早期解決に向け、関係機関と連携により防止に努める
教育委員会	◆家庭内暴力や児童虐待等については地域づくりの輪を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守りを強化する。 ◆児童相談所や警察との連携も引き続き行っていく。

取組（２）児童生徒への SOS の出し方に関する教育

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の「SOS」は複合的な要因が絡み合っており、個人要因、家庭要因、学校要因、社会的要因に区分される。中でも家庭要因が大きく、児童が自ら相談しやすい環境を整備する。またその児童の家庭においても相談できる機関を具体的に示し、相談体制を構築する。 「生と死」の教育を学校において講話を実施。 	
担当課	内容
教育委員会	◆児童からのサイン「SOS」を早めに気づき、子どもの安全を確保し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに繋げ、適切な対応を図る。
総務財政課	◆人権擁護委員が悩んでいる方の人権に関する相談に応じ、問題の解決ができるように児童相談所等の関係機関と連携し支援に繋げる。
民生委員・児童委員	◆家庭訪問や地域の方からの情報提供で、本人、家族に寄り添った支援に繋げていく。

取組（３）互助・共助のつながりを活かす地域づくり

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> お互いに見守り、悩みごとを話せる地域づくり。 地域活動中心となる各種当事者団体（婦人会、老人会、青年会、子ども会）の活動活性化の支援。 	
担当課	内容
教育委員会 住民福祉課	◆地域における互助・共助的活動への支援。
社会福祉協議会	◆地域福祉活動の中心を担う立場から住民の課題をしっかりと受け止め、気軽に相談できる場として今後も地域により添った活動を展開していく。
民生委員・児童委員	◆日常生活での助け合い、支えあいへの住民意識の向上に努める。

基本目標2 地域自立を支え ともに創る地域福祉の環境づくり

地域福祉の意識の醸成にはまず住民が地域に関心を持ち、地域のことを知ることから始まります。主体的に地域生活課題を把握し解決に向けていく環境の整備が必要となるため、住民参加を促し地域力の向上に向けた取組を推進します。

現状・これまで取り組んできたこと

- 地域のつながりを深める村づくり
- 事業所では介護職処遇改善加算を取得してきました
- 県主催の「介護に関する入門的研修」を実施し、受講生のサポートを行いました

課題・これから取り組むべきこと

- 地域住民が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備
- 住民が団体活動に参加しやすい環境の構築

施策1. 地域福祉の理解促進活動の推進

取組(1) 広報・啓発活動

事業内容	
・村内の福祉課題を解決するために行政としての支援が必要な人にサービスがいきわたるよう社会福祉協議会と連携し地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。	
担当課	内容
総務財政課	◆広報活動の強化。 ◆村の行政情報・広報活動の充実、情報の適正化・個人情報保護を図る。 ◆広聴活動・情報交流の推進。 ◆行政への参加促進。
住民福祉課	◆広報誌等を通して住民の福祉意識の啓発に努める。
社会福祉協議会	◆社会福祉協議会だよりを通し周知を強化していく。 ◆幅広い年齢層や立場の方の参加の促進。

施策2. 地域福祉活動を担う人材の支援

取組(1) 地域を支えるリーダーの発掘、育成、支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 多様な分野で地域福祉活動に参加することが出来るように、ボランティア、地域福祉活動をリードする人材の育成と確保に努める。 介護人材の安定的な確保に向けた取組み 	
担当課	内容
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所の離職者を減らすために処遇改善加算の積極的取得、賃金とキャリアアップの支援の継続。 ◆介護職員の新規採用に向けた村の施策（奨学金や就職祝い金、住まいの支援等）を検討していく。 ◆介護職に関する普及啓発
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護士育成のための養成、研修を支援する。ボランティア指定校に対して福祉体験学習を実施するなど次世代の育成に努める。

施策3. 各福祉支援会議の連携と充実

取組み(1) 各福祉支援会議の連携と充実

事業内容	
<p>・診療所会議、地域ケア会議（個別支援・推進）、自立支援実務者会議、要保護児童対策地域協議会（主管：住民福祉課）、生活困窮者等支援会議、被保護者健康管理支援事業連携会議（主管：県宮古福祉事務所）等、各種福祉支援会議を通し、関係機関と連携し、複雑化する地域生活課題に対応し「包括的支援体制」を構築する。</p>	
担当課	内容
住民福祉課	<p>◆各福祉支援会議の中心的役割を果たすとともに、各関係機関との情報共有、連携において地域生活課題に取り組んでいく。</p> <p>◆包括的支援体制の構築。</p>
社会福祉協議会	<p>◆各福祉支援会議を通し、団体同士の情報共有、連携の支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図る。</p>
教育委員会	<p>◆児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進。</p>
民生委員・児童委員	<p>◆活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。</p>

施策4. 生活困窮者自立支援の推進

取組み（1）生活困窮者自立支援の推進

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> 個人情報保護法への過剰な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。 	
担当課	内容
民生委員・児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度（福祉費・教育支援資金）等をとおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。
住民福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ◆総合相談・生活支援を強化。

基本目標3 一人ひとりに寄り添った包括的な支援体制の構築

住民同士の支えあいを推進するため、村内全域での情報の共有や学習の機会、繋がりのお機会を設け、「共生」、「自立」に向けた支援を強化していきます。

施策1. 相談・情報提供体制の充実

現状・これまで取り組んできたこと

- ・高齢者福祉、認知症に関するパンフレットの世帯配布や講演会を実施
- ・乳幼児検診、就学前検診、子ども子育て支援のための巡回心理・発達相談事業を実施
- ・身体障害者手帳、自立支援医療等の申請時に障がい者福祉に関する情報提供を実施
- ・学校と連携した赤い羽根募金活動、地域住民も参加できる歳末助け合い募金活動を実施

課題・これから取り組むべきこと

- ・子供認知症サポーターの養成

小学生のための認知症サポーター養成講座（キッズサポーター養成講座）。認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする認知症サポーターの養成のための講座を推進します。

- ・地域のキーパーソン（区長、民生委員等）と連携し相談支援体制を整備します
- ・認知症になっても安心して暮らせる村づくり

取組（1）認知症サポーター養成の推進

事業内容	
内容	◆認知症に対する普及啓発のための講演会や研修会を開催し、認知症サポーターを養成。
担当課	住民福祉課

取組（２）「我が事」「丸ごと」の地域づくりの体制

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> 地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。
内 容：◆地域住民（区長）や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。
担 当 課：社会福祉協議会

施策２．健康づくりの推進

健康増進法に基づき、本村では、各健診の受診勧奨を呼びかけています。厚生労働省は、定期的ながん検診を受けることを推奨し、早期発見・早期治療を推進しています。

現状・これまで取り組んできたこと

- 毎年度、住民健診、各種がん検診、婦人検診、栄養教室、運動教室を実施
- 健診後の特定保健指導、子どもたちへの食育等を実施
- 毎週水曜日午前に保健師による健康相談を実施

課題・これから取り組むべきこと

- 住民、事業主を対象とした健康管理と早期発見、早期治療の啓発
- 必要な医療へスムーズにアクセスするための支援

取組（１）健診（がん検診）の受診率向上や健康増進事業の周知啓発

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> がんは、死亡率が高い一方、がん検診を行うことで集団の死亡率や罹患率を下げる効果が期待される。また、早期発見・早期治療に取り組めることから受診勧奨を推進する。 検診だけでなく、禁煙への意識を高めたり、食べ物や運動など生活習慣を改善したりする情報も提供し、健康への意識醸成を図る。
内 容：◆毎年度、村内にて住民健診（がん検診）を実施。都合により受診できない方へは、島外実施機関を紹介し受診率向上を目指す。
担 当 課：住民福祉課

取組（2）健康情報等の共有による健康づくりや生活習慣病及びがん予防に係る知識の普及啓発に関すること

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> 健康づくりの動機付けや必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図り、健康づくりを推進する。
内 容：◆住民健診実施時にパンフレットの配布や栄養教室、運動教室を実施し知識の普及を図る。
担 当 課：住民福祉課

取組（3）早期発見・早期治療による重症化予防の推進

事業内容
<ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病への早期介入と重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等の必要な者について対象者の情報管理と指導体制の充実を図る。
内 容：◆健診（がん検診）及び、診療所と連携した早めの保健指導と受診勧奨に努める。
担 当 課：住民福祉課

取組（４）必要な医療へのアクセス支援

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 村内の医療機関を通し必要な医療機関へ繋げていく。 	
内 容：◆多良間診療所やその他医療機関と連携し、高度医療が必要な心身障害児者等が島外の医療機関に受診する際の渡航費の一部を補助する。	
担 当 課：住民福祉課	

取組（５）文化活動、各種スポーツ大会、レクリエーション、生きがいつくりへの参加の推進

事業内容	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の文化活動（伝統行事）、三世代ゲートボール大会、村民運動会、多良間島一周マラソン大会などへの出場や応援を促し、世代や性別を問わず参加できる行事を一年を通して実施していく。 	
担当課	内容
総務財政課	◆広報誌で各イベント事業の周知。
観光振興課	◆島外からのイベント参加者や修学旅行生等の受入れの体制を整備する。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ◆村民運動会、陸上競技大会、駅伝大会等の実施。 ◆社会教育団体の活動支援。
住民福祉課	◆介護予防推進のため健康体操教室を開催。今後も引き続き推進していく。

第5章 計画の推進にむけて

第5章 計画の推進にむけて

1. 計画の推進と普及啓発

本計画の推進にあたって、地域福祉の担い手である地域住民の積極的な参加を促すとともに、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体などと連携し、地域一体となって地域福祉活動を推進していく必要があります。

そのため、村の広報誌やホームページ等を活用し、本計画の「理念」と「取り組み」を広く周知してまいります。

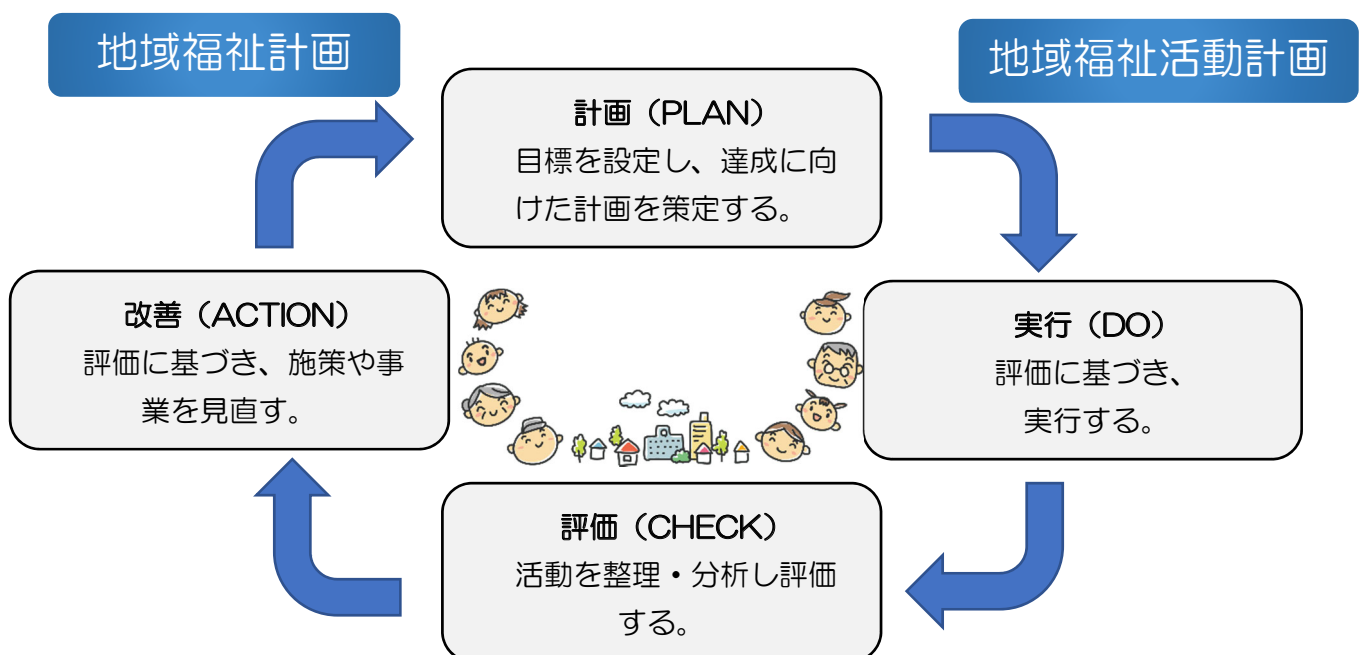
2. 社会福祉協議会との連携

平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中核的な団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成など、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行ってまいります。

本計画の基本理念及び基本目標を達成するために、地域福祉活動への住民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。このため、社会福祉協議会が策定する「多良間村地域福祉活動計画」と相互に連携しながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3. 計画の進行管理

本計画の進行管理を行うため、関係部署、関係機関と連携しPDCAサイクルにより進捗状況を把握・評価し、その後の計画の推進に反映してまいります。



4. 計画の評価（各課において1年ごとに施策実績等をまとめていく）

基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり（1/7）

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策1. 生活環境の整備（村づくりの推進）									
取組（1）住み慣れた地域で安心して元気に暮らせる村づくり ・公共施設のバリアフリー化推進と住み慣れた地域で自分らしくいきいきと活躍する場の提供。									
【住民福祉課】	◆各関係機関との情報共有を図り、安心して暮らせるための支援を推進する。 ◆多様な生活支援活動の充実に向けて、村民へ情報提供を行う。								
【総務財政課】	◆活力ある村づくりを推進する。 ◆村広報誌・ホームページを通して情報提供を行う。								
【土木建設課】	◆道路、施設において、高齢者や身体に障がいのある人にも配慮した村づくりを推進していく。								
【社会福祉協議会】	◆ふれあいサービスを開催し、今後も居場所作りを推進していく。 ◆幅広い世代が集える交流の場を提供・推進していく。 ◆福祉活動の実施情報・活動内容を広報誌やホームページで発信していく。								
取組（2）移動支援が必要な方への支援 ・住民同士の互助を大切にし、専門的な支援が必要とされる方への支援体制の整備を行う。									
【住民福祉課】	◆診療所、社会福祉協議会と連携をとり、休日・夜間問わず迅速に対応する。								
【社会福祉協議会】	◆診療所、行政、住民の必要なニーズに対応する。								
取組（3）社会的孤立ゼロの取組 ・地域における孤立や生活支援の必要性がある方への支援の強化。									
【住民福祉課】	◆各種計画策定時のアンケート調査、避難行動要支援者把握、福祉マップづくりを実施し、支援の必要な人について現状を見える化し、毎年度ブラッシュアップしていく。								
【社会福祉協議会】	◆行政、民生委員児童委員と連携し、必要な支援をしていく。								
【民生委員・児童委員】	◆戸別訪問等を実施し行政、社会福祉協議会と連携を取り、支援に繋げていく。								

(※1) 各事業の評価において適した指標（データ）を選び各年ごとに記入する。

（一例：利用人数、支給金額、件数、人員数、実施状況等）

(※2) 各事業の実施状況や改善が必要な点等を記入する。

(※3) 例 ○：順調、△：課題有、X：未実施または廃止・休止。

基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり (2/7)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策2. 防犯及び再犯防止施策の推進 (多良間村再犯防止推進計画)									
取組(1) 関係機関・団体との連携 ・犯罪や非行をした者等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活を送るために、保護観察所、保護司、民生委員、警察署、社会福祉協議会等との連携を図り、本村が実施している支援などに関する情報提供に努め、情報共有を行っていく。									
【住民福祉課】	◆各関係団体の地域防犯活動を支援し推進する。								
【総務財政課】	◆犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会の構築を図る。 ◆防犯に対する意識の高揚を図ると同時に援助のための地域活動を支援する。								
【社会福祉協議会】	◆高齢者の再犯を未然に防げるよう、民生委員と連携し見守り活動を行う。								
取組(2) 就労・住居の確保のための取組 ・犯罪や非行をした者の立ち直りを支え、社会の一員として活躍できるよう、企業や作業所等とも連携・協力をして持続的な就労支援を行う。									
【住民福祉課】	◆本人・家族、支援関係者等と連携し就職及び就労に向けた支援を行う。								
【土木建設課】	◆公営住宅の募集状況、住宅需要や高齢者・身体に障がいのある人・社会復帰を望んでいる方への住宅供給を考え、ニーズに応えた公営住宅の整備・改築を行い、提供を推進する。								
【観光振興課】	◆ハローワークの求人に関する情報提供を行う。								
取組(3) 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組 ・関係機関や団体、事業所と連携し、保健医療・福祉サービスの適切な利用支援に繋げていく。									
【住民福祉課】	◆近隣市町村の医療機関及び多良間診療所その他の関係機関との連携を行い迅速な対応を図る。								

基本目標 1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり (3/7)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
取組 (4) 非行の防止と学校等と連携した修学支援 ・非行防止・安全教育一声運動事業を通して、学校を始め、PTA、関係機関等との連携を図り地域教育体制の確立のため運動を強化していく。 ・多良間村教育委員会、宮古島警察署と連携し締結された防犯情報等の発信に関する協定（令和3年12月16日）を活用し支援を行う。									
【教育委員会】	◆関係機関と連携し、児童生徒の非行の未然防止、薬物依存やネット犯罪に関する講話による啓発活動を行い、非行防止に取り組みます。								
【総務財政課】	◆地域の保安、防犯の取り組みに関し、関係団体と連携し活動を支援する。								
取組 (5) 広報・啓発活動の促進のための取組 ・関係機関と連携して「社会を明るくする運動」強化月間等における啓発活動を推進し、再犯防止に関する地域の理解促進に努める。									
【教育委員会】	◆学校において、親子講演会を開催し理解促進を図る。 ◆「青少年の非行・被害防止全国強調月間」を通して幼稚園、小学校、中学校にポスターを配布し広報活動を展開していく。								
【総務財政課】	◆保護司と連携し教育機関における朝のあいさつ運動を行い、広報誌やポスター等の広報活動を通して啓発活動を行います。								

基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり（4/7）

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策3. 防災・災害時要援護者支援対策の整備									
取組（1）住民を対象とした避難訓練や防災訓練の実施 ・定期的に住民を対象とした避難訓練、防災訓練、講演会等を実施し、避難場所、避難経路、非常時持ち出し品などの確認を行い、防災意識を高める。									
【総務財政課】	◆災害に強い村づくりを目指し、地域防災計画に基づく予防と発災時対応を村民と関係機関が一体となって推進する。								
取組（2）支援が必要な人の支援体制の構築 ・避難行動要支援者、災害時要支援者名簿の整理を行い、関係機関と情報共有する。また、個別避難支援を希望する住民へは、避難支援計画を作成する。									
【住民福祉課】	◆個別支援を希望する人に関して、避難支援計画を作成する。								
【社会福祉協議会】	◆災害弱者である災害時要配慮者に対し、避難、誘導等に取り組む体制の強化を推進する。								
【民生委員・児童委員】	◆地域における日常的な声掛けや見守り活動を通して、要支援者を必要な支援に繋げていく。								
取組（3）女性、乳幼児、高齢者、身体に障害のある住民にも配慮した備蓄品整備と避難所運営 ・マスク、消毒薬、手袋、生理用ナプキン、紙オムツ、災害非常食、粉ミルク、飲料水等の備蓄品を整備し、高齢者、障がい者、乳幼児等、特に配慮を要する者の状況に応じた避難所運営について検討する。									
【総務財政課】	◆衛生備品を始め飲料水、非常食等の常備・管理 ◆「災害救護マニュアル」「防災マップ」の周知を図る。								
【住民福祉課】 【社会福祉協議会】	◆被災状況を迅速に判断し、的確な支援活動を行う。 ◆災害に向けて利用者用の災害用備蓄品は保管している。長引くことも想定し関係機関との備蓄品の情報交換や提供を行っていく。								
【民生委員・児童委員】	◆災害時の場合には役場や福祉施設、関係機関など、パイプ役として、住民と情報をつなぎ、必要世帯に届けていく。								
取組（4）防犯灯（街灯）の設置、公共施設のバリアフリー化 ・道路、建物、公園を含む公共施設などについてバリアフリー化を促進させ、誰もが安全に利用できるユニバーサルデザインの村づくりを促進させる。また、街灯（防犯灯）の設置を進め、安心して生活できる環境整備を行う。									
【総務財政課】	◆利用者の声を反映した公共施設やバリアフリー化を促進し誰もが生活しやすい村づくりを推進する。								
【土木建設課】	◆道路及び歩行空間等の整備に努め、安心安全な歩行ができるよう歩道整備を推進する。								

基本目標 1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり (5/7)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策4. 感染症対策の充実									
取組 (1) 感染症に対する対策 ・感染症に関する研修会への参加及び、事業者向けの研修会の開催。 ・住民向けの情報提供。									
【住民福祉課】	◆宮古保健所、多良間診療所と連携し、保育所、介護サービス事業所に対する感染症に関する研修会を実施 ◆地域ケア会議を通して発生時の事業所対応について対応を協議していく。 ◆多良間診療所及び関係機関との連携を強化し、ワクチン接種の受診勧奨と住民向け感染予防対策を呼びかけていく。								
【社会福祉協議会】	◆発生時の対応が適正に行えるよう感染症に対する知識の向上を図る。 ◆長期化を想定した確認（衛生備品、労務管理）を行い業務を円滑に進める。 ◆デイサービス、ショートステイの利用者の衛生管理を徹底して行う。 利用者、家族、職員に対しても、手洗い・消毒・換気・ハンドケアを徹底していき、不安を抱えた住民に対しても役場と連携を図り対応していく。								
【民生委員・児童委員】	◆気になる家庭や陽性になった本人や家族の見守り、支援を行う。								
取組 (2) 感染拡大に伴うサービスの提供について ・感染拡大によりサービス提供の継続が困難になった場合を想定し、継続的にサービス提供できるよう県や各関係機関と連携を図り、サービス事業所への支援・応援体制を図る。									
【総務財政課】	◆感染症のパンデミックに備え感染予防に関する情報の提供及び相談窓口の周知を行う。 ◆プライバシー保護の徹底。								
【消防】	◆海上保安庁との連携強を図り、緊急に伴う医療搬送時の対応を推進する。								
【住民福祉課】	◆感染対策用用品の備蓄（マスク、消毒薬、手袋、フェイスシールド、防護服等） ◆感染症を持ち込まない、発生しても迅速に対応できるよう、関係機関と連携していく。								
【教育委員会】	◆教育委員会では「新型コロナウイルスガイドライン」を発行し、各学校に配布し注意喚起を行っている。同様にインフルエンザにおいても予防対策を実施していく。								
【社会福祉協議会】	◆社協としての災害BCPとコロナ感染症BCPに沿って関係機関と連携し対応していく。								

基本目標1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり (6/7)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策5. ヤングケアラーに関する取組									
取組(1) ヤングケアラーに関する取組 ・民生委員児童委員、社会福祉協議会、住民福祉課を中心に関連機関と連携し、児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。									
【住民福祉課】	◆現在、村内には現在該当する児童についての報告はないが、必要に応じた支援体制を整え、児童に健全な教育環境の提供に努める。 ◆民生委員・児童委員、社会福祉協議会と連携し児童だけではなくその家族への支援体制を構築する。								
【教育委員会】	◆学校と連携し、支援の必要な子どもの早期発見に取り組む。								
【社会福祉協議会】	◆地域で日々の生活の変化に気を配り、未然防止につなげる。 ◆子ども自身の権利の侵害が見られる場合は、家庭環境を配慮し家族等へのサポートを関係機関と連携し支援していく。								
【民生委員・児童委員】	◆家庭訪問や住民からの情報提供で今のところ、該当する児童はいないが、子どもの人権や健全な育ちに支障がある場合は関係機関と連携し適正な支援ができるように繋げていく。								

基本目標 1 支えあい、安心して暮らせる地域づくり (7/7)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策6. 人権擁護、自殺対策への取組									
取組 (1) DVや虐待等への対応 ・関係機関と連携し、虐待・人権侵害の防止、早期発見・早期対応に努めていく。									
【住民福祉課】	◆実態の把握と早期解決に向け、関係機関と連携により防止に努める。								
【教育委員会】	◆家庭内暴力や児童虐待等については地域づくりの輪を広げ、民生委員・児童委員、学校等で見守りを強化する。 ◆児童相談所や警察との連携も引き続き行っていく。								
取組 (2) 児童生徒へのSOSの出し方に関する教育 ・児童生徒の「SOS」は複合的な要因が絡み合っており、個人要因、家庭要因、学校要因、社会的要因に区分される。中でも家庭要因が大きく、児童が自ら相談しやすい環境を整備する。またその児童の家庭においても相談できる機関を具体的に示し、相談体制を構築する。 ・「生と死」の教育を学校において講話を実施。									
【教育委員会】	◆児童からのサイン「SOS」を早めに気づき、子どもの安全を確保し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーに繋げ、適切な対応を図る。								
【総務財政課】	◆人権擁護委員が悩んでいる方の人権に関する相談に応じ、問題の解決ができるように児童相談所等の関係機関と連携し支援に繋げる。								
【民生委員・児童委員】	◆家庭訪問や地域の方からの情報提供で、本人、家族に寄り添った支援に繋げていく。								
取組 (3) 互助・共助のつながりを活かす地域づくり ・お互いに見守り、悩みごとを話せる地域づくり。 ・地域活動中心となる各種当事者団体（婦人会、老人会、青年会、子ども会）の活動活性化の支援。									
【教育委員会】 【住民福祉課】	◆地域における互助・共助的活動への支援。								
【社会福祉協議会】	◆地域福祉活動の中心を担う立場から住民の課題をしっかり受け止め、気軽に相談できる場として今後も地域により添った活動を展開していく。								
【民生委員・児童委員】	◆日常生活での助け合い、支えあいへの住民意識の向上に努める。								

基本目標2 地域自立を支え ともに創る地域福祉の環境づくり (1/2)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策1. 地域福祉の理解促進活動の推進									
取組(1) 広報・啓発活動 ・村内の福祉課題を解決するために行政としての支援が必要な人にサービスがいきわたるよう社会福祉協議会と連携し地域共生社会の実現に向けた取組を推進する。									
【総務財政課】	◆広報活動の強化。 ◆村の行政情報・広報活動の充実、情報の適正化・個人情報保護を図る。 ◆広聴活動・情報交流の推進。 ◆行政への参加促進。								
【住民福祉課】	◆広報誌等を通して住民の福祉意識の啓発に努める。								
【社会福祉協議会】	◆社会福祉協議会だよりを通し周知を強化していく。 ◆幅広い年齢層や立場の方の参加の促進。								
施策2. 地域福祉活動を担う人材の支援									
取組(1) 地域を支えるリーダーの発掘、育成、支援 ・多様な分野で地域福祉活動に参加することが出来るように、ボランティア、地域福祉活動をリードする人材の育成と確保に努める。 ・介護人材の安定的な確保に向けた取組み。									
【住民福祉課】	◆事業所の離職者を減らすために処遇改善加算の積極的取得、賃金とキャリアアップの支援の継続。 ◆介護職員の新規採用に向けた村の施策(奨学金や就職祝い金、住まいの支援等)を検討していく。 ◆介護職に関する普及啓発。								
【社会福祉協議会】	◆介護士育成のための養成、研修を支援する。ボランティア指定校に対して福祉体験学習を実施するなど次世代の育成に努める。								

基本目標 2 地域自立を支え ともに創る地域福祉の環境づくり (2/2)

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策 3. 各福祉支援会議の連携と充実									
取組 (1) 各福祉支援会議の連携と充実 ・診療所会議、地域ケア会議（個別支援・推進）、自立支援実務者会議、 要保護児童対策地域協議会（主管：住民福祉課）、生活困窮者等支援会議、 被保護者健康管理支援事業連携会議（主管：県宮古福祉事務所）等、各種福祉支援会議を通し、 関係機関と連携し、複雑化する地域生活課題に対応し「包括的支援体制」を構築する。									
【住民福祉課】	◆各福祉支援会議の中心的役割を果たすとともに、各関係機関との情報共有、連携において地域生活課題に取り組んでいく。 ◆包括的支援体制の構築。								
【社会福祉協議会】	◆各福祉支援会議を通し、団体同士の情報共有、連携の支援を行い、地域福祉活動団体の活性化を図る。								
【教育委員会】	◆児童虐待の予防、早期発見と対応、および子どもを犯罪被害等から守るための連携・協働の推進。								
【民生委員・児童委員】	活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて民児協をとおして関係機関などに意見を提起する。								
施策 4. 生活困窮者自立支援の推進									
取組 (1) 生活困窮者自立支援の推進 ・個人情報保護法への過剰な配慮を行ったうえで、多くの福祉課題を抱える生活困難家庭に対し支援を必要とする人の意思を尊重しながら、一人ひとりの状況に応じて適切な支援プランを作り、寄り添いながら自立に向けた支援を促進する。									
【民生委員・児童委員】	◆地域の身近な相談相手として社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供する。 ◆住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。								
【社会福祉協議会】	◆日常生活自立支援事業の利用、生活福祉資金貸付制度（福祉費・教育支援資金）等をとおして、世帯の自立と生活再建までの支援に取り組む。								
【住民福祉課】	◆総合相談・生活支援を強化。								

基本目標3 一人ひとりに寄り添った包括的な支援体制の構築（1/2）

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
施策1. 相談・情報提供体制の充実									
取組（1）認知症サポーター養成の推進 ・認知症高齢者の増加、そして医療・介護の人材不足を補うため、認知症に関する正しい知識と理解をもち、地域や職域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする人を養成し、地域で活躍していただけるサポーターの育成を推進する。									
【住民福祉課】	◆認知症に対する普及啓発のための講演会や研修会を開催し、認知症サポーターを養成。								
取組（2）「我が事」「丸ごと」の地域づくりの体制 ・地域のさまざまな資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築し、住民を主体とした豊かな地域づくりの体制を整備。									
【社会福祉協議会】	◆地域住民（区長）や関係機関と連携し、生活の困りごとを把握して相談支援体制を整備する。								
施策2. 健康づくりの推進									
取組（1）健診（がん検診）の受診率向上や健康増進事業の周知啓発 ・がんは、死亡率が高い一方、がん検診を行うことで集団の死亡率や罹患率を下げる効果が期待される。また、早期発見・早期治療に取り組めることから受診勧奨を推進する。 ・検診だけでなく、禁煙への意識を高めたり、食べ物や運動など生活習慣を改善したりする情報も提供し、健康への意識醸成を図る。									
【住民福祉課】	◆毎年度、村内にて住民健診（がん検診）を実施。都合により受診できない方へは、島外実施機関を紹介し受診率向上を目指す。								
取組（2）健康情報等の共有による健康づくりや生活習慣病及びがん予防に係る知識の普及啓発に関すること ・健康づくりの動機付けや必要な情報の提供及び知識の普及啓発を図り、健康づくりを推進する。									
【住民福祉課】	◆住民健診実施時にパンフレットの配布や栄養教室、運動教室を実施し知識の普及を図る。								
取組（3）早期発見・早期治療による重症化予防の推進 ・生活習慣病への早期介入と重症化を予防するため、適切な医療受診や生活改善等の必要な者について対象者の情報管理と指導体制の充実を図る。									
【住民福祉課】	◆健診（がん検診）及び、診療所と連携した早めの保健指導と受診勧奨に努める。								

基本目標3 一人ひとりに寄り添った包括的な支援体制の構築（2/2）

施策・事業名 【担当課】	事業概要	指標 (※1)	年度					評価	実施状況 の概要 (※2)
			R4	R5	R6	R7	R8		
取組（4）必要な医療へのアクセス支援 ・村内の医療機関を通し必要な医療機関へ繋げていく。際の渡航費の一部を補助する。									
【住民福祉課】	◆多良間診療所やその他医療機関と連携し、高度医療が必要な心身障害児者等が島外の医療機関に受診する際の渡航費の一部を補助する。								
取組（5）文化活動、各種スポーツ大会、レクリエーション、生きがいづくりへの参加の推進 ・地域の文化活動（伝統行事）、三世代ゲートボール大会、村民運動会、多良間島一周マラソン大会などへの出場や応援を促し、世代や性別を問わず参加できる行事を一年を通して実施していく。									
【総務財政課】	◆広報誌で各イベント事業の周知。								
【観光振興課】	◆島外からのイベント参加者や修学旅行生等の受入れの体制を整備する。								
【教育委員会】	◆村民運動会、陸上競技大会、駅伝大会等の実施。 ◆社会教育団体の活動支援。								
【住民福祉課】	◆介護予防推進のため健康体操教室を開催。今後も引き続き推進していく。								

資料編

資料編

1. 多良間村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

令和3年12月10日

【設置】

第1条 本村は多良間村地域福祉計画・活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 地域福祉計画・活動計画の企画立案に関すること。
- (2) 目的達成のための情報収集及び情報交換に関すること。
- (3) その他特に必要とする事項。

（組織）

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- (1) 学識経験者及びこれに準ずる者
- (2) 保健・医療・地域福祉関係者
- (3) 行政機関の職員
- (4) 住民代表
- (5) その他、村長が必要と認めるもの。

（任期）

第4条 委員の任期は、計画策定期間満了時（5年）とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選でこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことはできない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議へ出席させ、意見等を聞くことができる。

(個人情報保護)

第7条 委員会の関係者は、会議で知り得た情報に対し正当な理由なく秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、住民福祉課・社会福祉協議会において処理する。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、村長が定める。

附則

この要綱は公布の日から施行する。

2. 多良間村地域福祉計画・活動計画策定委員会委員一覧

多良間村地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会名簿

	所属	職名	氏名	備考
1	多良間村役場	副村長	運天 宏和	委員長
2	多良間村議会	議員	安里 三喜男	副委員長
3	沖縄県福祉事務所	所長	渡久山 和之	
4	多良間村役場 住民福祉課	課長	佐和田 一八	
5	多良間村役場 観光振興課	課長補佐	佐和田 健	
6	多良間村役場 教育委員会	課長	翁長 艶子	
7	民生委員・児童委員	会長	野原 忠彦	
8	宮古病院多良間診療所	医師	山中 裕介	
9	多良間村社会福祉協議会	事務局長	羽地 優子	
10	多良間村社会福祉協議会	介護支援 専門員	波平 聖子	
11	多良間村役場	保健師	垣花 英里佳	
12	NPO 法人マーズ	宮古圏域 アドバイザー	下地 晃次	

事務局

多良間村役場 住民福祉課 譜久村 雅人

多良間村社会福祉協議会 仲間 和盛

3. 多良間村社会福祉協議会の運営体制と活動内容

1 現状

社会福祉協議会は、地域福祉の中心的な担い手として、地域に信頼されるとともにその存在が幅広く認知され、確固たる基盤の元に運営されなければなりません。

本村では少子高齢化・人口減少・過疎化が進行し、社会経済環境の変化に伴い働き方や生活の様式も多様化しています。次代の福祉活動の担い手となる人材の確保が課題となります。

2 基本方針

高齢化が急速に進む中、支援を必要とする高齢者、障害者、生活困窮者等が増加するとともに、子どもの貧困や社会的孤立といった新たな福祉課題・生活課題も生じており、福祉に対するニーズが多様化し増大しています。

このような状況から、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が進められています。

これらを踏まえ、本会では、各種団体との連携を強化し、住民参加・協働による福祉社会の実現、地域における利用者本位の福祉サービスの実現、地域に根ざした総合的な支援体制の実現、地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みを基本方針とし事業を展開していきます。

だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けることのできる地域社会が実現できるよう地域住民本位の観点に立ち、行政機関、医療、教育等の関係者との連携を図りながら福祉の向上に努めます。

3 今後の取組み

- 地域福祉活動に関する情報を広く村民に発信し、幅広い年代の参加や協力を呼びかけ、活動者が地域に貢献できるよう育成に取り組んでまいります。
- 自治会を始め各団体、企業や事業所等に対し、積極的な参加を促し交流の場を提供し、意見交換、情報交換を行い、活動の輪を広げていきます。
- コロナ渦で地域の集まりが抑制されたり高齢者については外出の機会が減るなど生活が制限されるとフレイルを招く危険が高くなるため、国や県、村からの指導・助言等に基づき感染症対策を今後も徹底して取り組んでまいります。
- 職員体制の強化
職員研修の充実と資格取得支援の推奨を行い、職員の自己啓発とスキルアップを図り資質向上に努めます。

4 組織

多良間村社会福祉協議会 組織図

(1) 理事会

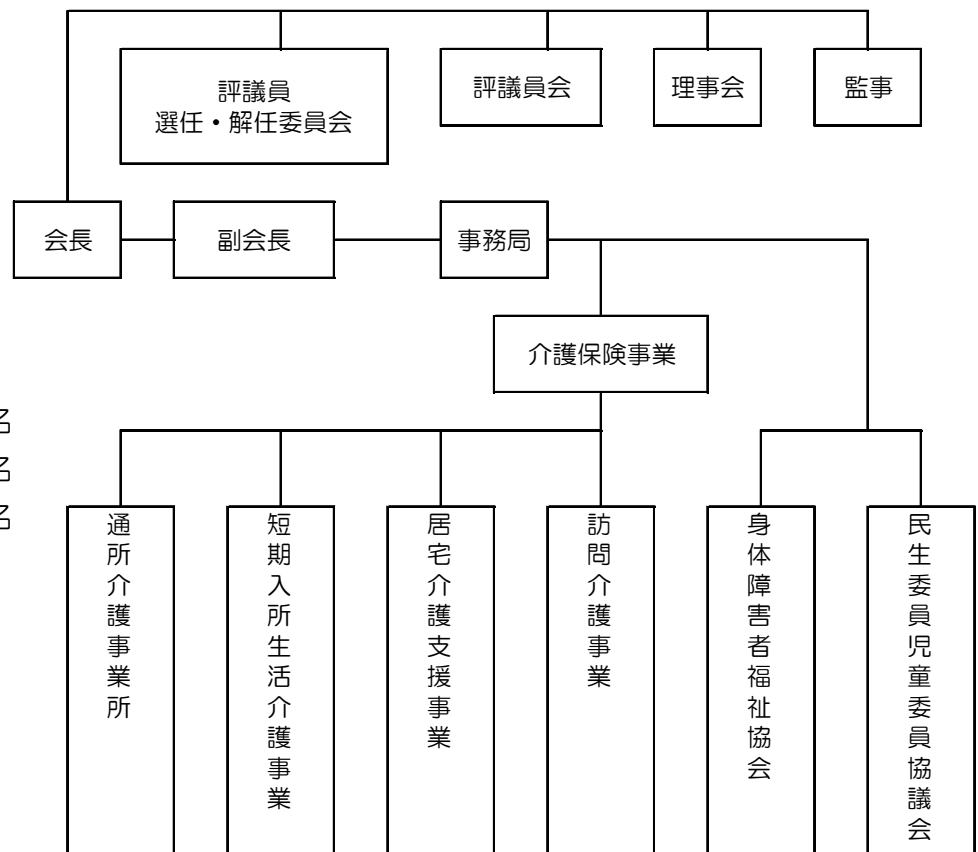
理事：6名
幹事：2名

(2) 評議員会

評議員：16名

(3) 事務局

事務局長：1名
福祉活動専門員：1名
書記：1名



5 活動

(1) 老人福祉活動

高齢化に伴う福祉ニーズに対処するため、関係機関と連携し在宅福祉推進に努めました。

主な事業

ふれあいサービスの実施

70歳以上の高齢者、障害者を対象に、毎週金曜日に介護予防体操等を行います。

参加者421名

(2) 児童福祉活動

子供たちの成長を願いボランティア育成のための援助を行いました。

主な事業

①. 多良間小学校・中学校へのボランティア活動推進協力、助成金の交付

村内の小学校・中学校を「ボランティア活動協力校」として指定し、将来の多良間を担う児童・生徒に社会福祉を教材として提供し、自主的研究や体験学習の機会を与える事により、社会福祉についての理解を深め、よりよいまちづくりを目指すことを目的としています。

②. 世代間交流事業

保育園児・幼稚園児・小学生と高齢者の交流

③. 各種研修会への参加や行事等への派遣

宮古地区障がい者スポーツ大会・宮古地区障がい者フェスティバルへの参加及び中学生ボランティアの派遣

(3) 障害者福祉活動

障がい者が積極的に社会参加が出来るよう関係機関と連携し、その機会づくりを進めます。

(4) 介護サービス事業の実施

①. 通所介護事業：日常動作訓練、健康チェック、送迎、入浴、給食サービスの提供

利用実績（令和2年度）

要介護	要支援	がんじゅう支援	生きがい支援
2,933人	259人	313人	320人

②. 短期入所生活介護事業：要介護状態にある方が短期的に入所し介護状態の維持、改善を目的としたサービスを提供（24時間体制）

利用実績（令和2年度）

要介護	美寿支援
2,538人	240人

- ③. 訪問介護事業：病気、その他家庭の事情によって生活に支障のある高齢者や障がい者に対して家事援助や入浴介助などを自宅に訪問してサービスを提供

利用実績（令和２年度）

身体介護	家事援助
162人	207人

- ④. 居宅介護支援事業：介護サービス計画作成、要介護認定等の申請代行、訪問調査等のサービスを行います。

（５）生活福祉資金の貸付周知

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた緊急小口資金等の特例貸付の実施

実績：緊急小口資金特例貸付 1 件、 総合支援資金特例貸付 1 件

（６）日常生活自立支援事業の実施

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援します。

実績：1 件

日常生活自立支援事業の利用者に留まらず、他事業で職場実習生として受け入れ、日常的に支援を行いました。

（７）民生委員・児童委員の育成強化

- ①. 毎月第２木曜日に定例会の開催
- ②. 各種研修会への参加（民生委員児童委員研修会、中堅民生委員研修会等）
- ③. 小学校・中学校を訪問し、各学校長、担当教諭と意見交換会を実施
- ④. 海浜公園等の遊び場・遊具、通学路の危険箇所点検を実施し、意見具申を行う

（８）共同募金運動

- ①. 歳末たすけあいチャリティーグラウンドゴルフ大会の共催
- ②. 赤い羽根共同募金運動の実施
- ③. 歳末たすけあい募金運動の実施

4. 相談窓口一覧

	相談内容について	連絡先 問い合わせ先	相談日時
妊娠 ・ 出産	妊娠・出産にかかる経済的負担を軽減し、安心して出産が迎えられるように様々な支援が受けられます。	住民福祉課 TEL：0980-79-2623	平日 午前9時～午後5時
子育て	出生祝い金について。	総務財政課 TEL：0980-79-2011	
	幼稚園預かり保育無料、幼稚園、小・中学校の児童、生徒の給食費無料。	教育委員会 TEL：0980-79-2674	
	保育所入所相談、予防接種、医療費高校生まで無料について。	住民福祉課 TEL：0980-79-2623	
	子どもの福祉に関する様々な相談。	児童相談所 TEL：0120-189-783	
	児童虐待についての相談。	児童相談所 TEL：189	24時間受付 (年中無休)
就職 ・ 退職	就職や退職時にご自身の国民健康保険、国民年金等の確認等について。	住民福祉課 TEL：0980-79-2623	平日 午前9時～午後5時
結婚 ・ 離婚	結婚もしくは離婚時の手続きについて。住居の移動、氏名の変更がある場合は、転籍届、国民年金、国民健康保険についても届出が必要です。		
引越 ・ 住まい	多良間村から他の市町村への転入、転出時には転籍届が必要です。 村営住宅の入居資格、ごみの正しい出し方についてなど。		
高齢者 ・ 介護	高齢者、もしくは高齢者のご家族の方へ。介護保険や健康づくり、後期高齢者医療等について。	住民福祉課 TEL：0980-79-2623	
	介護サービス事業や地域福祉活動について。	多良間村 社会福祉協議会 TEL：0980-79-2679	
教育	児童生徒等の就学、入学、転学等の教育に関わるもの。	教育委員会 TEL：0980-79-2674	
障がい ・ 疾病	・ 各福祉手帳 各福祉サービスの利用。更生医療について。 ・ 医療費助成 渡航費助成等について。	住民福祉課 TEL：0980-79-2623	

5. 用語の解説

【8050 問題】

高齢の親と無職独身又は非雇用者障害のある 50 代の子が同居することによって起こる問題。

【ダブルケア問題】

介護と育児同時に直面する問題。

【ヤングケアラー問題】

就学児が家族の介護で学校にいけない問題。

【自殺対策強化月間】

3月は、自殺対策強化月間である。自殺対策基本法では、3月の1か月間を「自殺対策強化月間」と定め、国、地方公共団体、関係団体等が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、相談事業及び啓発活動を実施している。

【老々介護】

65 歳以上の高齢者が自分と同じ 65 歳以上の高齢者を 75-態のことをいう。

【認認介護】

認知症を患っている人が、認知症患者を介護する状態を指す。

【介護難民】

介護が必要な状態にもかかわらず、介護を受けられない人のことをいう。

【地域包括支援センター】

市町村が設置主体となり、住民の健康や生活の安定のために必要な援助を行う施設。保健師や社会福祉士、主任介護支援専門員などが配置されている。

【地域コミュニティ】

地域福祉では住民同士がお互いに支えあい、見守りのある相互扶助の意識が醸成された協働社会を言う。

【ケアプラン】

介護サービスをどのように利用するかを決めた介護計画書です。利用者本人や家族、事業所と相談を重ねながら、介護支援専門員（ケアマネジャー）が作成することに。ケアプランには長期目標と短期目標が設定され、定期的な見直しが行われる。

【アセスメント】

介護サービスを提供するためには、利用者が抱える課題や希望を正しく把握する必要である。アセスメントは、利用者の課題分析をするために行う介護過程の第一段階である。介護アセスメントはケアマネジャーが担当することが多く、作成したアセスメントシートは介護や看護スタッフで共有される。

【介護保険制度】

介護を社会全体で支えることを目的に、2000 年に創設された制度です。

【アウトリーチ】

手を差し伸べること。福祉のサービスを利用する必要があるにも関わらず、何らかの理由で、それを拒否したり、攻撃的・逃避的な行動をとってしまう方がいます。

【ケアマネジメント】

高齢者の意向を踏まえ、福祉、介護、医療などのニーズに対し適切なサービス提供に対する調整を行うとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給の確保等に対する活動を行うことをいう。

【災害時要援護者】

高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、疾病者、その他災害時に自力で避難することが困難な人のこと。

【成年後見制度】

認知症、知的障害、精神障害等で、判断力が不十分な村民の財産や権利を保護するための法制度。

【DV（ドメスティックバイオレンス）】

同居関係にある配偶者や内縁関係等のパートナー等の関係にあるカップルの間で振るわれる暴力のこと。

【バリアフリー】

加齢や身体的障害等により、制約のある条件のもとでの利用する方法にとって障壁となってしまう要因を取り除くこと

【心のバリアフリー】

心のバリアフリーとは社会的障壁を生活環境（ハード面）のみならず心のバリアフリー（内面的）の両面を指し心で抱える障壁を取り除くこと。

- （１）障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- （２）障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。
- （３）自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

6. 計画策定の経緯

項目	日時	場所	主な内容等
事務局担当との調整 (住民福祉課・社会福祉協議会)	令和3年11月2日	多良間村コミュニティー施設 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の策定方法について ・計画策定のスケジュールについて ・骨子案作成について
関係団体ヒアリング	令和3年11月24日～令和3年11月25日	多良間村コミュニティー施設 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係(医師、看護師) ・区長代表 ・民生委員・児童委員 ・消防 ・住民代表 ・社協(ケアマネジャー)
第1回委員会に向け調整・資料確認	令和3年12月6日	電話、メールでの対応	委員会資料のチェック、委員名簿、要綱等の確認
第1回委員会	令和3年12月10日	多良間村コミュニティー施設 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱状 ・委員長選出 ・地域福祉概要説明 ・多良間村ヒアリング結果
議事録提出	令和3年12月17日	メールでの対応	・住民福祉課
第2回委員会	令和4年2月22日	多良間村コミュニティー施設 2階会議室	目標及び施策の検討
議事録提出	令和4年3月4日	メールでの対応	第2回委員会議事録提出
素案修正、委員へ送付	令和4年3月7日～令和4年3月22日	メールでの対応	素案調整(事務局) 委員会資料提出
第3回委員会	令和4年3月28日	多良間村コミュニティー施設 2階会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・最終計画書の承認 ※コロナによるクラスター発生の為、住民福祉課・社協・事務局での開催。他委員に関しては書面決議を持って承認。
議事録提出	令和4年3月30日	メールでの対応	第3回委員会議事録提出
計画書完成	令和4年3月末	電話、メールでの対応	最終原稿調整→入稿→完成

第 1 次多良間村地域福祉計画・多良間村地域福祉活動計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

発行・編集

多良間村役場 住民福祉課

〒906-0602

沖縄県 宮古郡 多良間村字仲筋 99 番地-2

TEL : 0980-79-2623

FAX : 0980-79-2664

<http://www.vill.tarama.okinawa.jp/>

